

2 健康福祉部門計画

政策

基本施策

施策

健やかで笑顔にあふれ、互いに支えあうまち
を指します（114ページ）

2-1 支えあう地域福祉の推進 (118ページ)	2-1-1 障がいのある方が地域で共に暮らすための支援 (120ページ) 2-1-2 みんなで支えあい安心して暮らすための支援 (122ページ)
2-2 安心と希望のある生活への支援 (124ページ)	2-2-1 要保護者等への支援 (126ページ) 2-2-2 生活に困窮している方への支援 (128ページ)
2-3 子ども・子育てへの支援 (130ページ)	2-3-1 子どもがすくすく育つ環境づくり (132ページ) 2-3-2 安心して子育てができる環境づくり (134ページ)
2-4 長寿社会の安心といきがいのための支援 (136ページ)	2-4-1 安心して暮らせるための介護保険制度の運営 (138ページ) 2-4-2 いきいきと暮らすための高齢者福祉の支援 (140ページ)
2-5 住みなれた地域で暮らし続けられる地域包括ケアの実現 (142ページ)	2-5-1 日常生活支援総合事業の適正な実施 (144ページ) 2-5-2 介護予防の推進 (146ページ) 2-5-3 継続した包括支援の推進 (148ページ)
2-6 笑顔輝く健康づくりへの支援 (150ページ)	2-6-1 望ましい生活習慣の定着 (152ページ) 2-6-2 みんなですすめる健康づくり (154ページ) 2-6-3 安心して子どもを産み育てるための支援 (156ページ)
2-7 安心できる暮らしの実現 (158ページ)	2-7-1 安定した医療制度の運営と実施 (160ページ) 2-7-2 安心して医療を受けるための助成 (162ページ) 2-7-3 生活を支える年金の受給権確保の支援 (164ページ)



めざすまちの姿の「視点」

輝く

2 健康福祉部門計画

基本構想に掲げる、まちづくりの「視点」及び「めざすまちの姿」の該当項目

- ◎ 視点:「輝く」
- ◎ めざすまちの姿:「みんなが健康づくりに取り組み、一人一人が輝きながら、安心して暮らせるまち」

(1) 計画のビジョン（目標）＝ 政策名称

健やかで笑顔にあふれ、互いに支えあうまちを目指します

【設定理由】市民一人一人が自分らしい幸福感を育むために、子どもから高齢者まで、障がいのある人もない人もそれぞれの役割を担い、地域の絆を大切にしながら、自助、互助、共助、公助が一体となり、健やかで笑顔あふれるまちを目指します。

(2) 計画のミッション（使命）

支えあいの輪を広げ健やかで安心な暮らしを支援すること

【設定理由】私たちは、地域コミュニティ、ボランティア組織などと協働で、みんなで支えあうネットワークをつくるとともに、行政として必要な福祉・介護・保健・医療のサービスを提供し、セーフティネットを維持します。

(3) 計画のドメイン（領域）

暮らしの安心を支える福祉と健康の環境創り

【設定理由】市民が健やかで、安心できる暮らしが守られるように、市民一人一人の声に耳を傾け、必要とされる福祉・介護・保健・医療のサービスの仕組みを構築し、提供するとともに、心豊かな暮らしの礎となる健康づくりの環境整備を進めます。

（4）政策目標

①暮らしやすさ指標

自分が心身ともに元気と感じている人の割合

【基準値】平成26年把握値 57.1%→【目標値】平成30年値 60.0%

【設定理由】健康福祉部門の各種活動は、直接市民生活における健康づくりとセーフティネットとして物心両面の安心感を与えることに寄与するものであり、市民が幸せを感じる礎となる心身の健康についてを表す「自分が心身ともに元気と感じている人の割合」を指標としました。

②《参考》関係する「幸福実感象徴指標」

滝沢市で幸せに暮らしている人の割合

【基準値】平成26年把握値 61.0%→【目標値】平成30年値 68.0%

【設定理由】市民一人一人が互いを思いやり、できる範囲での支えあいと社会参加を行う一方、健康福祉部門では、個人や地域コミュニティ、ボランティア団体等による、みんなで支えあうネットワークの形成や安心な生活の確保のためセーフティ機能を発揮することで、「一人一人が輝き、健やかで笑顔あふれるまち」を目指します。このことから、「滝沢市で幸せに暮らしている人の割合」を指標としました。

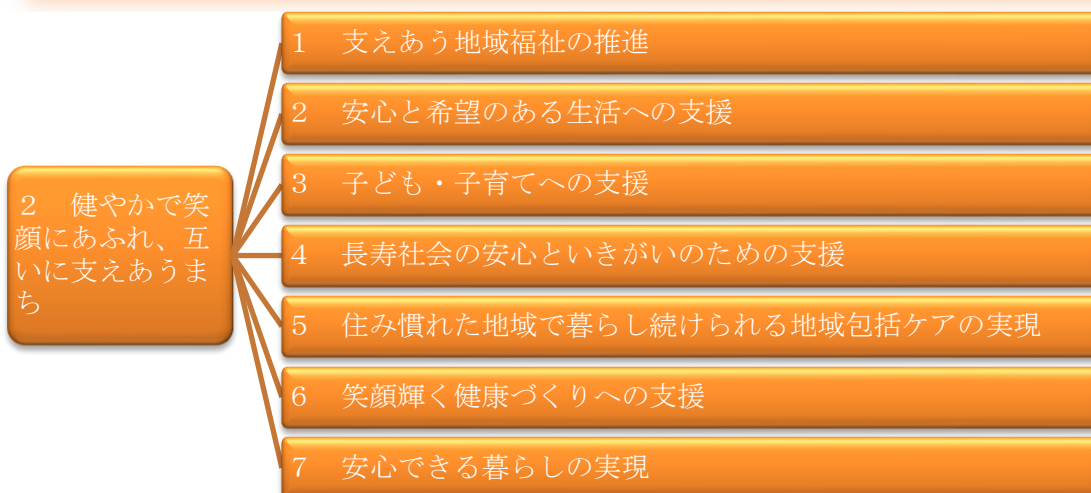
（5）環境分析

【外部環境分析】

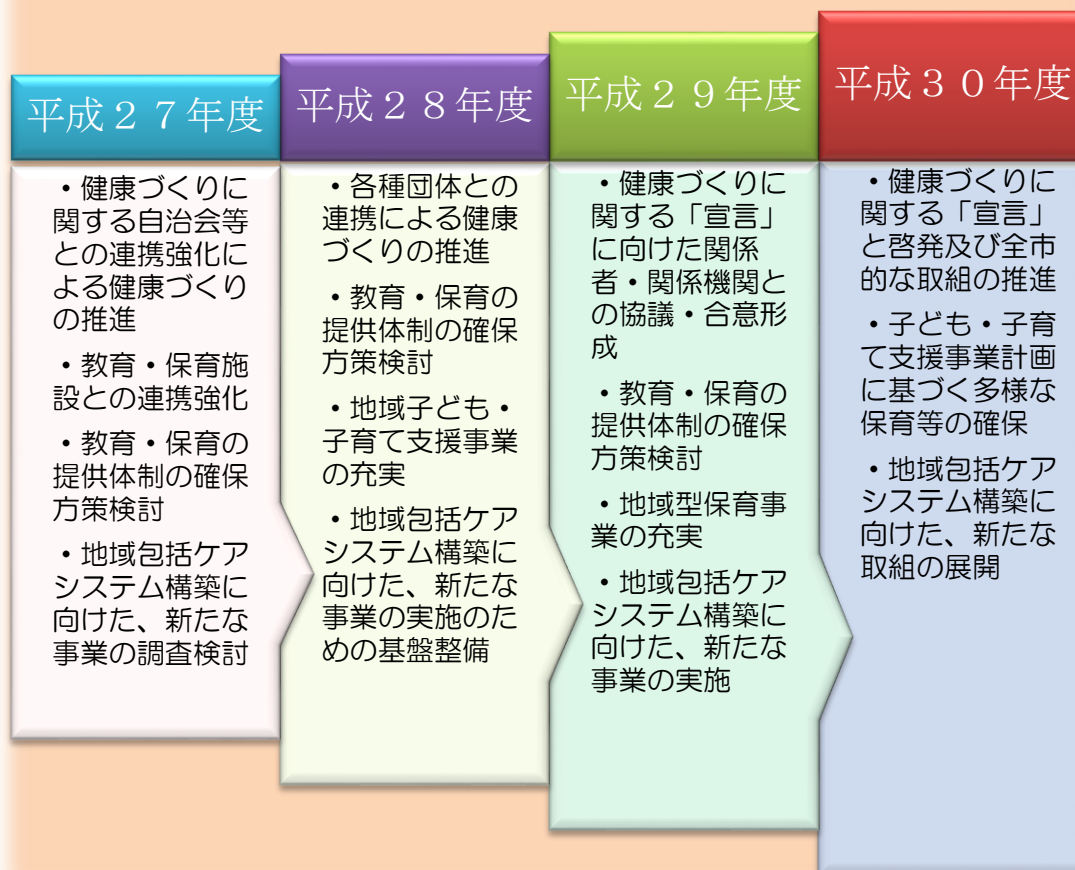
健康志向の高まりや医療介護の連携、産学官との関係性などの機会がある一方、社会的弱者の増加や少子高齢化・核家族化、社会保障費の増加などの課題があり、新たなサービス提供の在り方や担い手の確保対策などが必要です。

【内部環境分析】

行政経営活動等により市民中心の価値提供の考え方や住民協働の仕組みを活かしつつ、みんなで支えあう新たなネットワークの形成やソーシャルキャピタルによる多様な担い手の確保、セーフティネットの堅持のための人材の育成と体制整備を進める必要があります。



(6) 政策展開スケジュール



(7) 所管分野別計画

①【分野別計画名称】滝沢市地域福祉計画

【分野別計画の内容】地域福祉の推進に関し、福祉サービスの適切な利用推進、社会福祉目的事業の健全な発達及び地域福祉活動への住民参加の促進に関する事項を一体的に定める計画。

【分野別計画代表事業】障がい者、高齢者、児童等を対象とした個別計画の共通理念を定めるもので、事業は対象ごとの個別計画で定めている。



2-1 支えあう地域福祉の推進

（1）基本施策が4年間でめざす姿

市民が地域で幸せに暮らすために、市民、地域コミュニティ、NPO、ボランティア組織、福祉サービス事業者、行政などが協働（連携）し、支えあいのネットワークを広げ、笑顔あふれる地域創りを目指します。

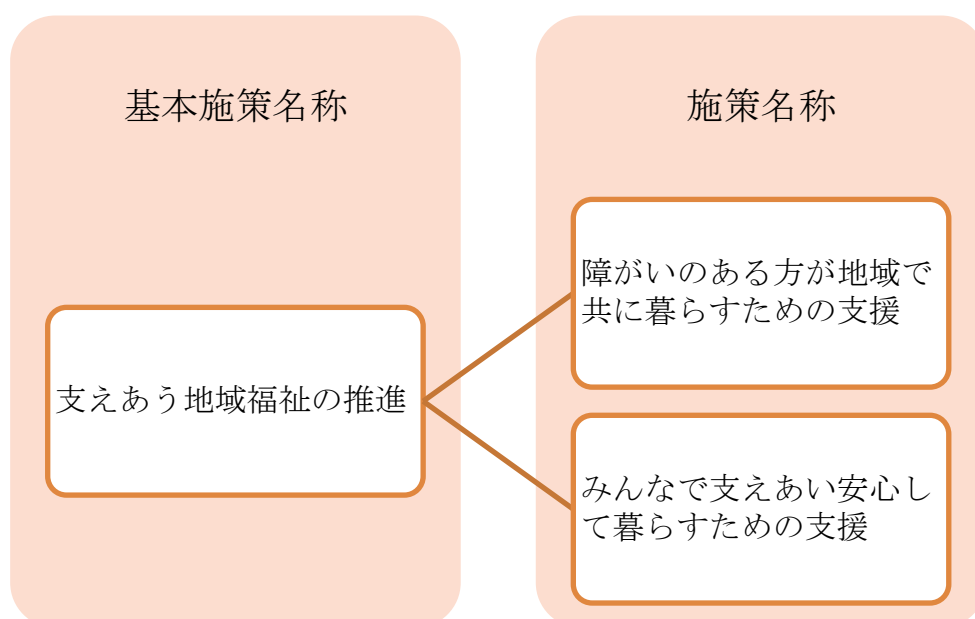
（2）基本施策の環境分析

【外部環境分析】

障害者総合支援法等の社会保障制度改正などによるサービスの充実・拡大の機会がある一方、社会保障費の増加、家族の絆及び地域間における連帯意識の低下などによる繋がり希薄化の課題があります。

【内部環境分析】

市制施行による福祉事務所設置及び事務の権限移譲を強みと見る一方、自治体業務の飛躍的増大、自主財源確保の問題や経常経費の増加、マンパワーの質的及び量的脆弱性、ノウハウを継承していくための組織人員体制などの課題があります。



第三章 前期基本計画 市域全体計画（健康福祉部門計画）「2-1 支えあう地域福祉の推進」
の基本施策及び基本施策を構成する施策にかかる用語解説

P123 ※1 民生委員⇒厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める方々であり、「児童委員」を兼ねる。児童委員は、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等を実施。

また、一部の児童委員は児童に関することを専門的に担当する「主任児童委員」の指名を受けている。（現在、92人の民生委員・児童委員と6人の主任児童委員が活躍。）

P123 ※2 人権擁護委員⇒人権擁護委員は、法務大臣から委嘱され、人権相談を受けたり人権の考えを広める活動をしている民間ボランティア。人権擁護委員制度は、様々な分野の人たちが人権思想を広め、地域の中で人権が侵害されないように配慮して人権を擁護していくことが望ましいという考えから設けられたもの。（現在、9人の人権擁護委員が活躍。）



2-1-1 障がいのある方が地域で共に暮らすための支援

基本構想に掲げる、最適化条件の該当項目

- ・心身ともに元気で暮らせる
- ・一人一人の個性が尊重されている

（1）施策の内容

障がいのある方が地域の中で安心して生活できる状況とは、暮らしている地域の環境と本人への福祉サービス支援の両方が整っている状態をいいます。そのために、障がい及び障がいのある方への理解の促進、社会参加のための交流の場、学習機会、就労の場の確保・充実、自立を促進するサービスや情報の提供などの支援を行ってまいります。

（2）施策の目標

①暮らしやすさ指標

障がいがある方の社会参加が進んでいると感じている人の割合

【基準値】平成26年把握値 21.3%→【目標値】平成30年値 35.0%

【設定理由】障がいのある方が地域社会で活動するためには、地域のみんなが“障がい”の特性や“障がいのある方”について理解し、共に活動している状況が重要と考え、「障がいがある方の社会参加が進んでいると感じている人の割合」を指標としました。

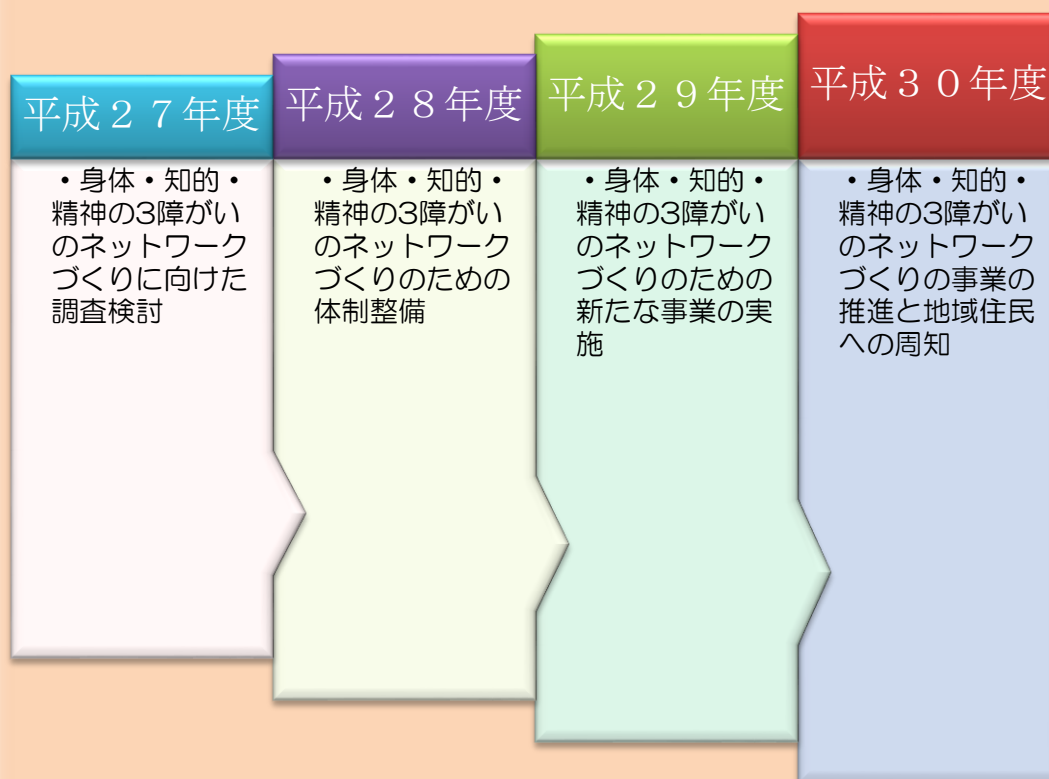
②《参考》関係する「幸福実感象徴指標」

多くの人とのふれあいの機会があり、人間関係が良好だと感じている人の割合

【基準値】平成26年把握値 43.3%→【目標値】平成30年値 50.0%

【設定理由】障がいのある方が地域で幸せに暮らすためには、障がいの有無に関係なく、多くの人とふれあう機会があり、心の隔たりなく笑顔で接することができることが重要であると考え、「人間関係が良好であると感じている人の割合」を指標としました。

(3) 施策展開スケジュール



(4) 所管実施計画

- ①【実施計画名称】第2次滝沢市障がい者計画
 【実施計画の内容】福祉、保健・医療、教育、雇用など様々な分野において、滝沢市における障がい者の自立及び社会参加の支援等の施策を推進するための基本となる10年を1期とする計画。
 【実施計画代表事業】理念、目標を達成するため、基本計画を策定しているが、直接計画に基づき事業を実施するものではなく、目標指標として活用している。

- ②【実施計画名称】第4期滝沢市障がい福祉計画
 【実施計画の内容】障がい者の地域生活や就労支援の充実を図るために必要な障がい福祉サービス等について、国の基本指針等を踏まえ、サービス等の必要な量の見込み、確保の方策及び地域生活支援事業の実施について定める3年を1期とする計画。
 【実施計画代表事業】介護給付・訓練等給付費支給事業、障がい者地域生活支援事業

2-1-2 みんなで支えあい安心して暮らすための支援

基本構想に掲げる、最適化条件の該当項目

- ・隣近所とのつきあいがある
- ・地域の中で支え合う仕組みがある

（1）施策の内容

みんなで支えあい安心して暮らすことができる状況とは、思いやりをもって共に支えあい、助け合うという精神が醸成されている状態をいいます。そのためには、安心して暮らすための支えあいのネットワークが広がり、地域での見守り活動が充実し、多様な相談に対応できる体制の整備を行ってまいります。

（2）施策の目標

①暮らしやすさ指標

滝沢市はみんなが支えあうことで地域の課題を解決できる市だと思っている人の割合

【基準値】平成26年把握値 41.7%→【目標値】平成30年値 50.0%

【設定理由】みんなが安心して暮らすためには、共に支えあいながらネットワークの輪を広げ、思いやりの心で助け合うことができる地域が重要であると考え、「みんなが支えあうことで地域の課題を解決できると思っている人の割合」を指標としました。

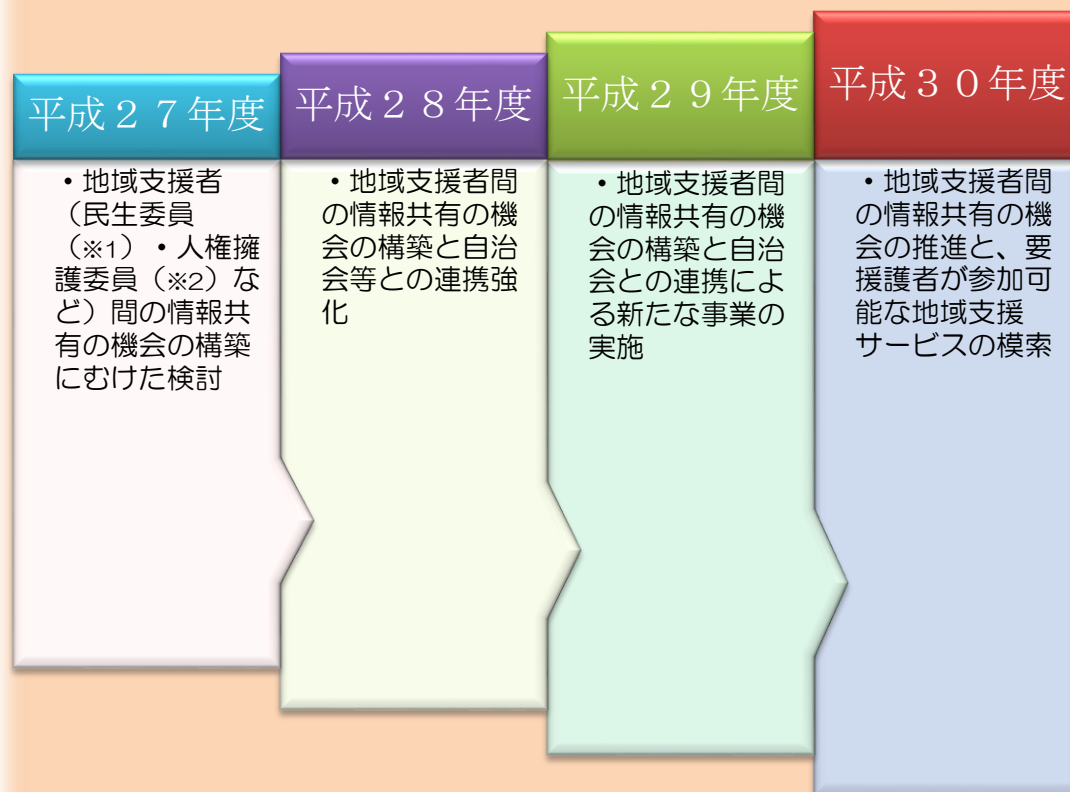
②《参考》関係する「幸福実感象徴指標」

いざという時に頼れる相手がいる人の割合

【基準値】平成26年把握値 68.8%→【目標値】平成30年値 72.0%

【設定理由】少子高齢化、核家族化が進み、家族関係や地域のつながりの希薄化が、家庭内暴力、虐待、ひきこもり等の要因となっており、地域を主軸とした、人とのつながりが重要と考え、「いざという時に頼れる相手がいる人の割合」を指標としました。

(3) 施策展開スケジュール



(4) 所管実施計画

所管実施計画なし

2-2 安心と希望のある生活への支援

(1) 基本施策が4年間でめざす姿

生活に困窮するなど様々な生活上の困難を抱えている方が、関係機関の包括的な相談や様々な支援を受け、それぞれの課題を解決できる状態を目指します。また、希望を失いかけた方が、地域であたたかく支援を受ける中で、社会とのつながりや周囲から支えられていることを実感し、自己有用感や自尊意識を回復し、それぞれの希望に向かって前向きに足を踏み出すことができるような状態を目指します。

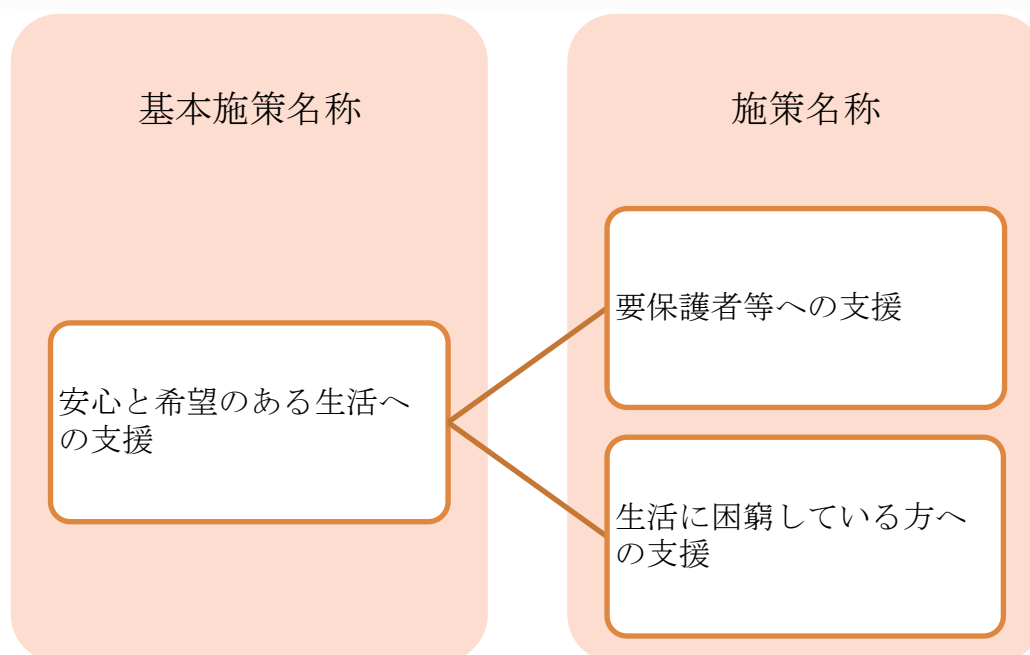
(2) 基本施策の環境分析

【外部環境分析】

非正規雇用の増加、「血縁」や「地縁」の希薄化、孤立化など雇用環境や経済社会の構造的な変化などにより、誰もが生活困窮に至るリスクに直面しています。生活保護制度の見直しや生活困窮者自立支援制度(※1)の施行等により、市役所において、地域も含めた総合的な支援を行う仕組みを構築することが求められています。

【内部環境分析】

市制施行により福祉事務所が設置されたことによるメリットを生かして、市内や市外の関係機関とのネットワークの構築など、総合的な支援体制づくりが求められています。



第三章 前期基本計画 市域全体計画（健康福祉部門計画）「2-2 安心と希望のある生活への支援」の基本施策及び基本施策を構成する施策にかかる用語解説

P124 ※1 生活困窮者自立支援制度⇒生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し、就労その他の自立に関する相談支援、事業利用のためのプラン作成等を行う「自立相談支援事業」の実施や、離職により住宅を失った生活困窮者等に対する家賃相当の「住居確保給付金」の支給その他の支援策を福祉事務所設置自治体の実施主体となって実施する制度。平成27年4月1日施行。

P127 ※2 ケースワーカー⇒福祉事務所で生活保護世帯に対する訪問調査、相談支援等の業務を担当している職員。



2-2-1 要保護者等への支援

基本構想に掲げる、最適化条件の該当項目

- ・ 地域の中に支えあう仕組みがある
- ・ 心身ともに元気に暮らせる

（1）施策の内容

生活に困窮した方には、国が国民の健康で文化的な最低限度の生活を保障する生活保護制度等があり、市民の最後のセーフティネットとして、制度の適正な実施を行うことにより、市民の幸福感を育む地域環境の土台を培ってまいります。

（2）施策の目標

①暮らしやすさ指標

滝沢市はみんなが支えあうことで地域の課題を解決できる市だと思っている人の割合

【基準値】平成26年把握値 41.7%→【目標値】平成30年値 50.0%

【設定理由】要保護者等の方々が、明るく希望を持った生活を送っていただくことを目標としており、地域の中での支援や支えあいが重要だと考えられることから、「滝沢市はみんなが支えあうことで地域の課題を解決できる市だと思っている人の割合」を指標としました。

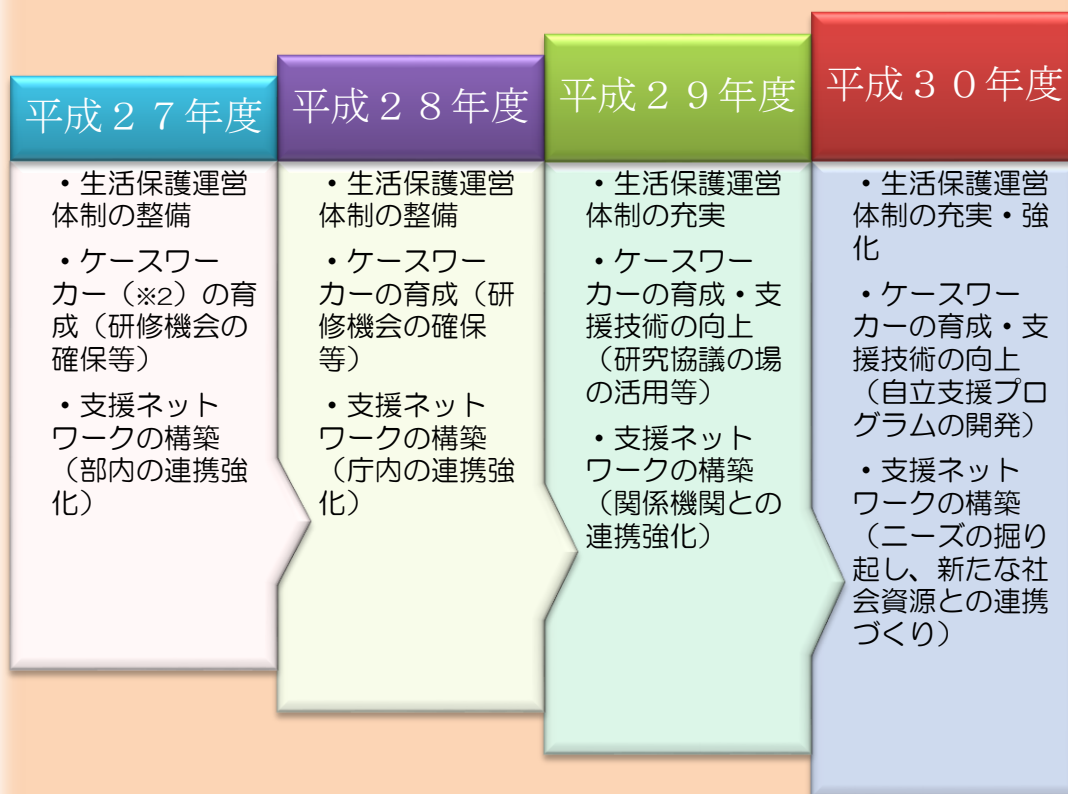
②《参考》関係する「幸福実感象徴指標」

滝沢市で幸せに暮らしている人の割合

【基準値】平成26年把握値 61.0%→【目標値】平成30年値 68.0%

【設定理由】要保護者等の方々が福祉事務所のケースワーカーや関係機関などの支援により、安心と希望のある生活を送っていただくことを目標としていることから、「滝沢市で幸せに暮らしている人の割合」を指標としました。

(3) 施策展開スケジュール



(4) 所管実施計画

所管実施計画なし

2-2-2 生活に困窮している方への支援

基本構想に掲げる、最適化条件の該当項目

- ・ 地域の中に支えあう仕組みがある
- ・ 心身ともに元気で暮らせる

（1）施策の内容

生活保護制度に至る前の段階から早期に支援を行う「第2のセーフティネット」の構築が必要とされており、平成27年4月から施行される生活困窮者自立支援制度により、生活保護受給者以外の生活困窮者に対しても、包括的な安心を提供できる仕組みの構築を行ってまいります。

（2）施策の目標

①暮らしやすさ指標

滝沢市はみんなが支えあうことで地域の課題を解決できる市だと思っている人の割合

【基準値】平成26年把握値 41.7%→【目標値】平成30年値 50.0%

【設定理由】生活困窮者の多くは地域から孤立し、自己有用感や自尊意識を失いかけています。地域で温かく支援される中で周囲から支えられていることを実感し、自己有用感や自尊意識を回復し、明るく希望を持った生活を取り戻していただくことを目標としていることから、「滝沢市はみんなが支えあうことで地域の課題を解決できる市だと思っている人の割合」を指標としました。

②《参考》関係する「幸福実感象徴指標」

滝沢市で幸せに暮らしている人の割合

【基準値】平成26年把握値 61.0%→【目標値】平成30年値 68.0%

【設定理由】様々な生活上の困難を抱えた生活困窮者の方々に関係機関や地域を含めた総合的かつ包括的な支援体制を構築し、安心して希望のもてる生活ができるよう「滝沢市で幸せに暮らしている人の割合」を指標としました。

(3) 施策展開スケジュール



(4) 所管実施計画

所管実施計画なし

2-3 子ども・子育てへの支援

（1）基本施策が4年間でめざす姿

すべての子どもは、愛情をもって育てられ、健やかに成長し、幸福を享受する権利があります。そのため、子ども及び子育てへの支援を通じ、子どもの最善の利益が図られる環境の整備を目指します。

（2）基本施策の環境分析

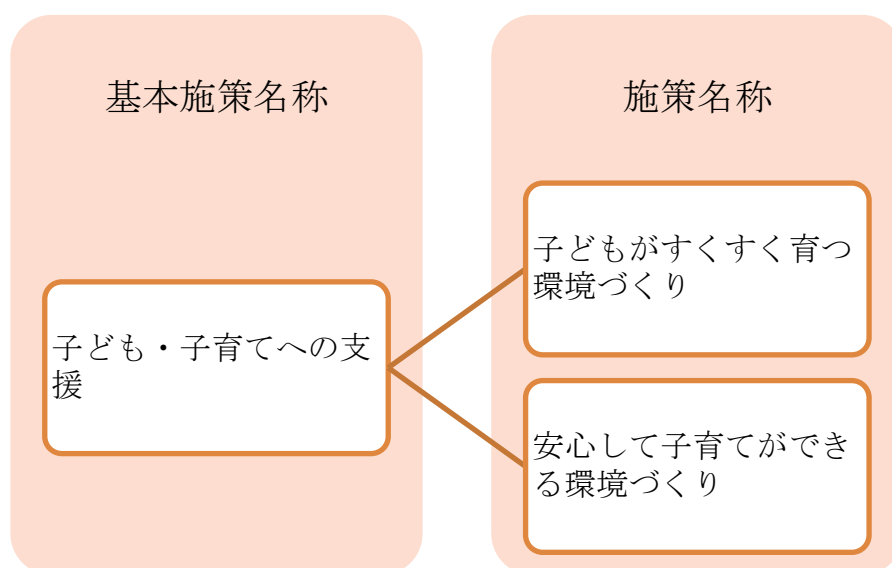
【外部環境分析】

少子高齢化、核家族化の進行や共働き世帯の増加に伴う保育所待機児童の増加など、子どもと家庭を取り巻く環境が大きく変化しています。

このようなことを背景とし、子ども・子育て関連3法が制定され、平成27年度から子ども・子育て支援新制度が施行されることになりました。

【内部環境分析】

市制施行による福祉事務所設置及び事務の権限移譲に適切に対応するため、市役所内の関係各課との一層の連携及びマンパワーの確保が必要です。



第Ⅲ章 前期基本計画 市域全体計画（健康福祉部門計画）「2-3 子ども・子育てへの支援」
の基本施策及び基本施策を構成する施策にかかる用語解説

P134 ※1 DV⇒「ドメスティック・バイオレンス」とは英語の「domestic violence」をカタカナで表記したもの。略して「DV」と呼ばれることもある。

「ドメスティック・バイオレンス」とは何を意味するかについて、明確な定義はないが、一般的には「配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力」という意味で使用されることが多い。ただ、人によっては、親子間の暴力などまで含めた意味で使っている場合もある。国では、人によって異なった意味に受け取られるおそれがある「ドメスティック・バイオレンス（DV）」という言葉は正式には使わず、「配偶者からの暴力」という言葉を使用。



2-3-1 子どもがすくすく育つ環境づくり

基本構想に掲げる、最適化条件の該当項目

- ・子ども達が不安なく暮らせる
- ・放課後の子どもの居場所がある
- ・子育てしながらでも安心して働くことができる

（1）施策の内容

滝沢市子ども・子育て支援事業計画に基づき、幼児期の教育及び保育並びに地域子ども・子育て支援事業を総合的に推進します。

（2）施策の目標

①暮らしやすさ指標

子ども達が不安なく暮らせると感じている人の割合

【基準値】平成26年把握値 24.3%→【目標値】平成30年値 40.0%

【設定理由】子ども達が、家庭、幼稚園、保育所、放課後児童クラブ等で安心して過ごすことができる環境の整備が必要なことから、「子ども達が不安なく暮らせると感じている人の割合」を指標としました。

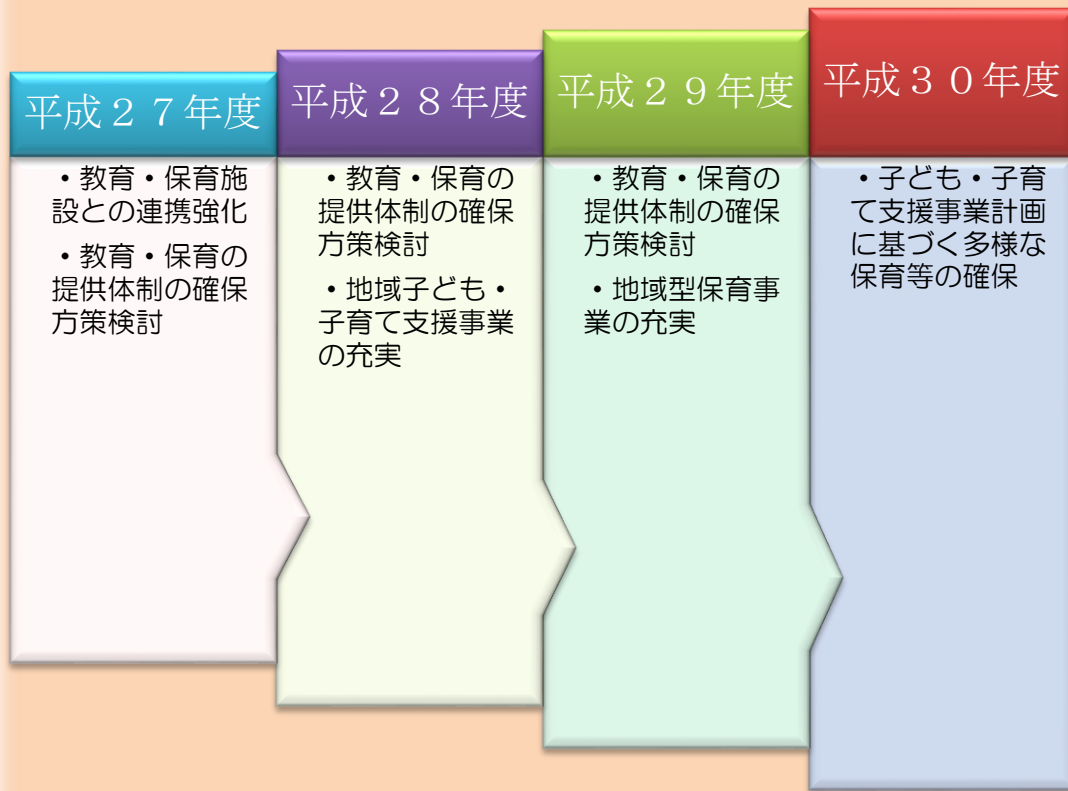
②《参考》関係する「幸福実感象徴指標」

子どもを安心して預けられる相手がいる親の割合

【基準値】平成26年把握値 52.6%→【目標値】平成30年値 58.0%

【設定理由】子育てしながらでも安心して働くことができるよう、子ども・子育て支援新制度に基づき、給付及び事業の推進が必要なことから、「子どもを安心して預けられる相手がいる親の割合」を指標としました。

(3) 施策展開スケジュール



(4) 所管実施計画

【実施計画名称】 滝沢市子ども・子育て支援事業計画

【実施計画の内容】 幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援について、5年間の計画期間における需給計画、仕事と子育ての両立支援等について定める。

【実施計画代表事業】 保育所運営委託事業、保育対策等促進補助事業、私立幼稚園就園奨励補助事業、放課後児童健全育成事業

2-3-2 安心して子育てができる環境づくり

基本構想に掲げる、最適化条件の該当項目

- ・安心して子育てができる

（1）施策の内容

児童手当及び児童扶養手当の支給により、子育て世帯の経済的負担の軽減を図ってまいります。また、関係機関とのネットワークにより、児童虐待の防止など、要保護児童対策を推進するとともに、母子・父子世帯への支援やDV（※1）被害者保護等の対策を推進してまいります。

（2）施策の目標

①暮らしやすさ指標

子育ての悩みや不安を相談できる人がいる（いた）人の割合

【基準値】平成26年把握値 56.2%→【目標値】平成30年値 62.0%

【設定理由】子育て世帯の経済的負担を軽減するとともに、母子・父子世帯への支援を行うことにより、安心して子育てができる環境を整備する必要があることから、「子育ての悩みや不安を相談できる人がいる（いた）人の割合」を指標としました。

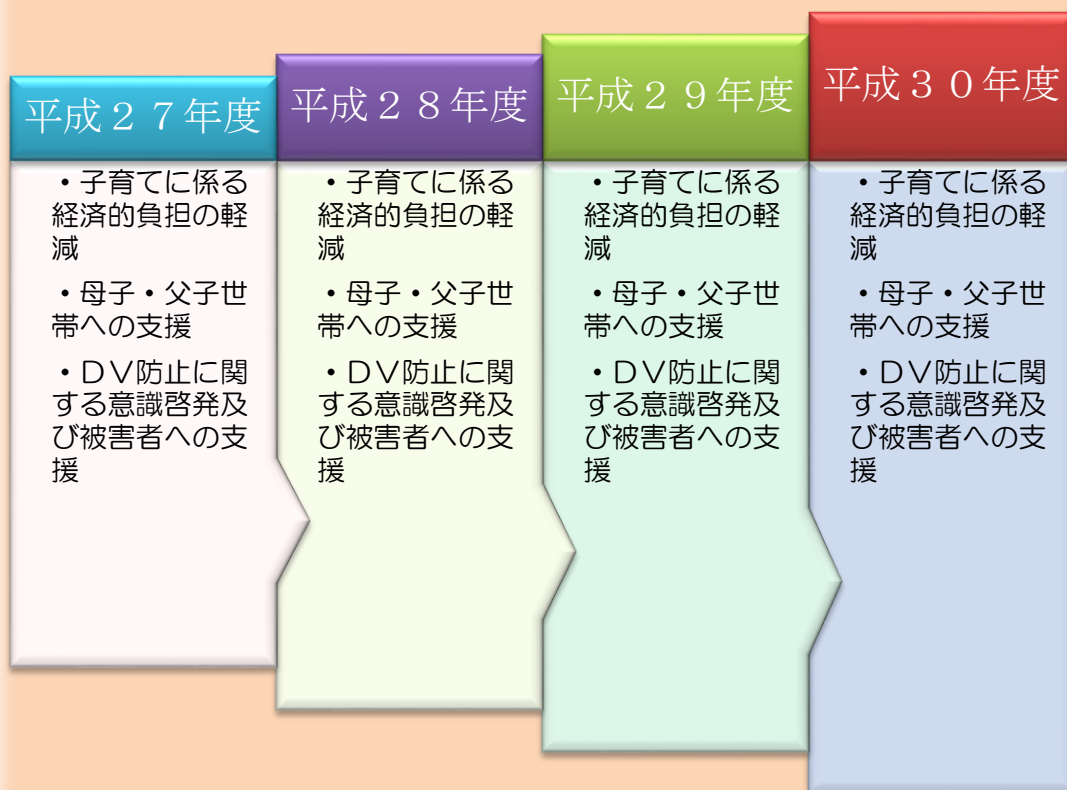
②《参考》関係する「幸福実感象徴指標」

子どもが大切に育てられていると感じている人の割合

【基準値】平成26年把握値 75.3%→【目標値】平成30年値 77.0%

【設定理由】社会全体で子育てを支援する必要があることから、「子どもが大切に育てられていると感じている人の割合」を指標としました。

(3) 施策展開スケジュール



(4) 所管実施計画

【実施計画名称】 子ども・子育て支援事業計画

【実施計画の内容】 幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援について、5年間の計画期間における需給計画、仕事と子育ての両立支援等について定めた計画。

【実施計画代表事業】 児童手当支給事業、児童扶養手当支給事業、家庭児童相談事業

2-4 長寿社会の安心といきがいのための支援

(1) 基本施策が4年間でめざす姿

一人一人が輝き、健やかで笑顔あふれるまちづくりのため、多くの高齢者が「睦大学(※1)」や「老人クラブ」などで、いきがいのある日々を過ごし、そして支援が必要な時も適切な支援を受けて自分らしい暮らしを続けられることを目指します。

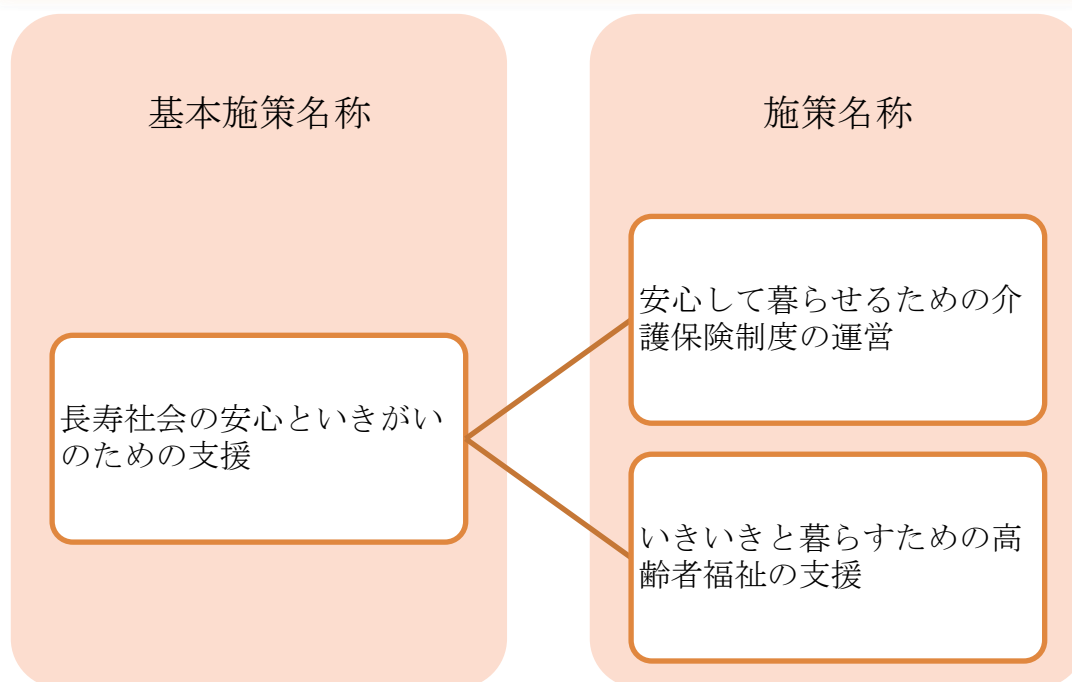
(2) 基本施策の環境分析

【外部環境分析】

少子高齢化、社会保障費の増加に対応した社会保障制度改革が進められており、増大するニーズに対応できる介護保険制度と高齢者福祉の体制整備に取り組む必要があります。

【内部環境分析】

地方分権改革の中、市役所としての業務は大きく増加しており、介護保険制度の運営に適切に対応しうる体制を保持する必要があります。



第Ⅲ章 前期基本計画 市域全体計画（健康福祉部門計画）「2-4 長寿社会の安心といきがいのための支援」の基本施策及び基本施策を構成する施策にかかる用語解説

P136 ※1 睦大学⇒高齢者のための生涯学習、社会参加を目的として昭和46年に創立される。現在29の趣味の教室と全体学習としての教養講座が開かれ、900人以上の方々が学ぶ。



2-4-1 安心して暮らせるための介護保険制度の運営

基本構想に掲げる、最適化条件の該当項目

- ・老後の不安なく過ごせる

（1）施策の内容

介護が必要になったとき、適切な介護保険サービスにより、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることのできるよう、介護保険制度の適正な運用を行ってまいります。

（2）施策の目標

①暮らしやすさ指標

老後が不安なく暮らせると感じている人の割合

【基準値】平成26年把握値 14.4%→【目標値】平成30年値 15.2%

【設定理由】介護保険サービスにより、老後の安心した暮らしを実現する必要から、「老後が不安なく過ごせると感じている人の割合」を指標としました。

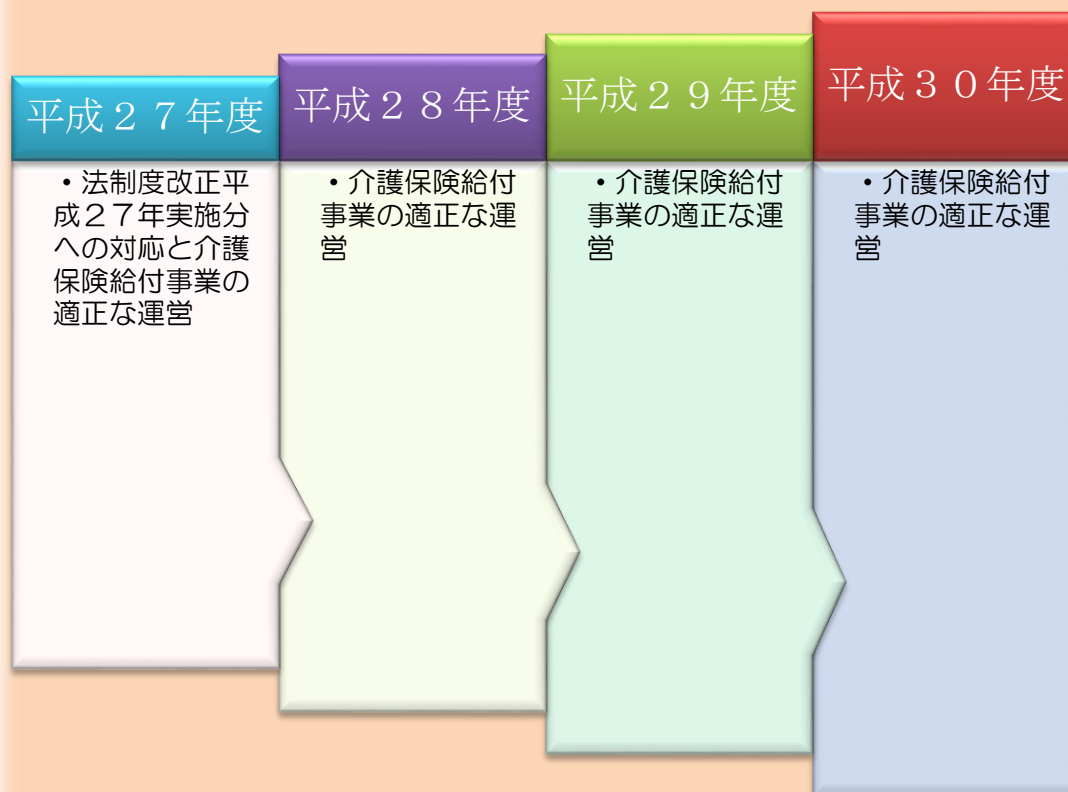
②《参考》関係する「幸福実感象徴指標」

いざという時に、頼れる相手がいる人の割合

【基準値】平成26年把握値 68.8%→【目標値】平成30年値 72.0%

【設定理由】介護保険制度は、いざという時のよりどころとなる仕組みであるため、「いざという時に、頼れる相手がいる人の割合」を指標としました。

(3) 施策展開スケジュール



(4) 所管実施計画

①【実施計画名称】高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画

【実施計画の内容】高齢者保健福祉計画は、老人福祉法第20条の8第1項に規定する市町村老人福祉計画であり、高齢者福祉・保健施策を包括的に定めるものです。また、介護保険事業計画は、介護保険法第117条に基づき、計画期間中の介護サービスの見込み量を推計し、第1号被保険者の保険料を算定、もって、介護保険給付等の事業運営を円滑に実施するための計画です。

両計画は、一体的に定めることとされています。第6期(平成27年度から平成29年度。每期、3年を計画期間とする。)からは、高齢者が住みなれた地域でその有する能力に応じ自立した暮らしを営むことができるよう、医療、介護、住まい、予防及び日常生活の支援が一体的に提供される、地域包括ケアシステム構築を目指す国の方針、基本指針に即し、その実現への役割を担うものとして位置付けられています。

【実施計画代表事業】介護保険給付事業

2-4-2 いきいきと暮らすための高齢者福祉の支援

基本構想に掲げる、最適化条件の該当項目

- ・心身ともに元気で暮らせる
- ・高齢者が自ら率先して活躍している
- ・自ら学んだり、取り組める環境がある

（1）施策の内容

多くの高齢者が「睦大学」や「老人クラブ」などに参加、生きがいのある充実した日々を過ごすこと、そして援護が必要なときは、適切な福祉サービスを受けられることを目指し、高齢者の生きがい支援を行ってまいります。

（2）施策の目標

①暮らしやすさ指標

趣味の教室や講座に参加するなど、自ら学ぶ機会を持っている人の割合

【基準値】平成26年把握値 27.6%→【目標値】平成30年値 29.0%

【設定理由】多くの高齢者が、趣味や学習を通して、生きがいのある充実した日々を過ごすことにより、高齢者福祉の増進が図られるため、「趣味の教室や講座に参加するなど、自ら学ぶ機会を持っている人の割合」を指標としました。

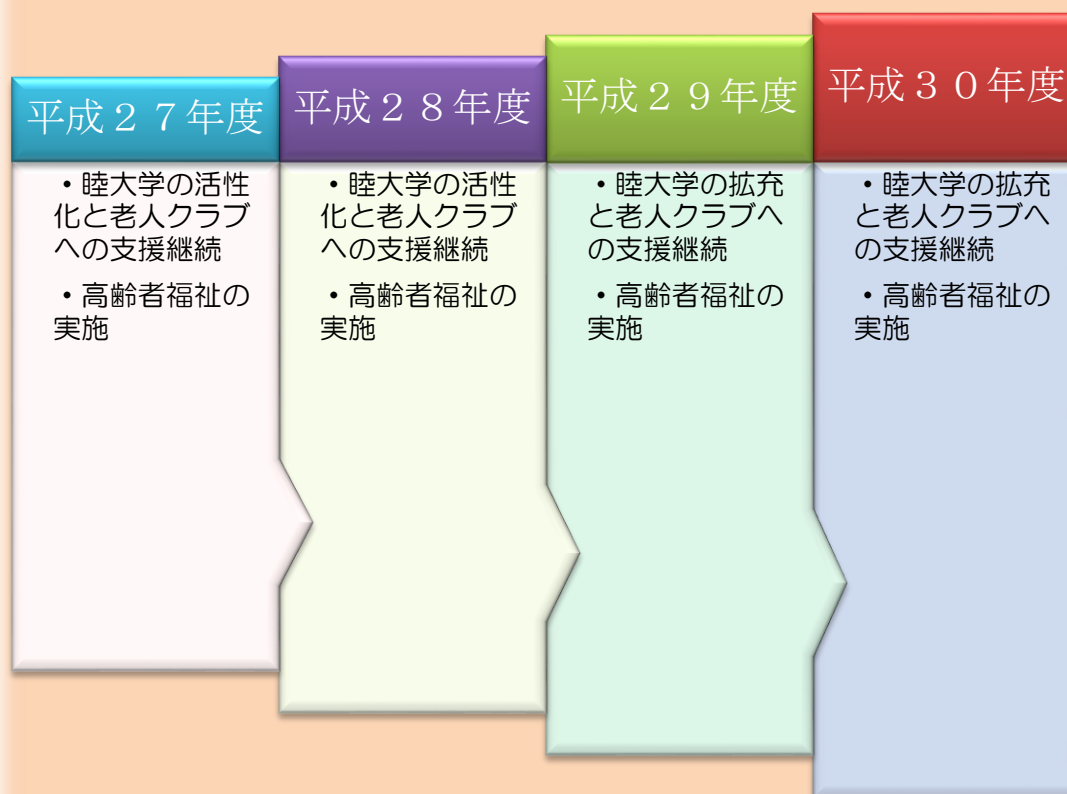
②《参考》関係する「幸福実感象徴指標」

地域に役に立つ機会を持っていると感じている人の割合

【基準値】平成26年把握値 28.8%→【目標値】平成30年値 39.0%

【設定理由】多くの高齢者が、社会参加等により、生きがいのある充実した日々を過ごすことにより、高齢者福祉の増進が図られるため、「地域に役に立つ機会を持っていると感じている人の割合」を指標としました。

(3) 施策展開スケジュール



(4) 所管実施計画

①【実施計画名称】 高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画

【実施計画の内容】 高齢者保健福祉計画は、老人福祉法第20条の8第1項に規定する市町村老人福祉計画であり、高齢者福祉・保健施策を包括的に定めるものです。また、介護保険事業計画は、介護保険法第117条に基づき、計画期間中の介護サービスの見込み量を推計し、第1号被保険者の保険料を算定、もって、介護保険給付等の事業運営を円滑に実施するための計画です。

両計画は、一体的に定めることとされています。第6期(平成27年度から平成29年度。每期、3年を計画期間とする。)からは、高齢者が住みなれた地域でその有する能力に応じ自立した暮らしを営むことができるよう、医療、介護、住まい、予防及び日常生活の支援が一体的に提供される、地域包括ケアシステム構築を目指す国の方針、基本指針に即し、その実現への役割を担うものとして位置付けられています。

【実施計画代表事業】 老人保護措置委託事業、地域介護予防活動支援事業

2-5 住みなれた地域で暮らし続けられる地域包括ケアの実現

(1) 基本施策が4年間でめざす姿

一人一人が輝き、健やかで笑顔あふれるまちづくりのため、医療、介護、予防、住まい、生活支援が一体的に提供され、多様な地域の社会資源で支えあう、住みなれた地域で安心して暮らし続けることのできる地域包括ケアシステムの構築を目指します。

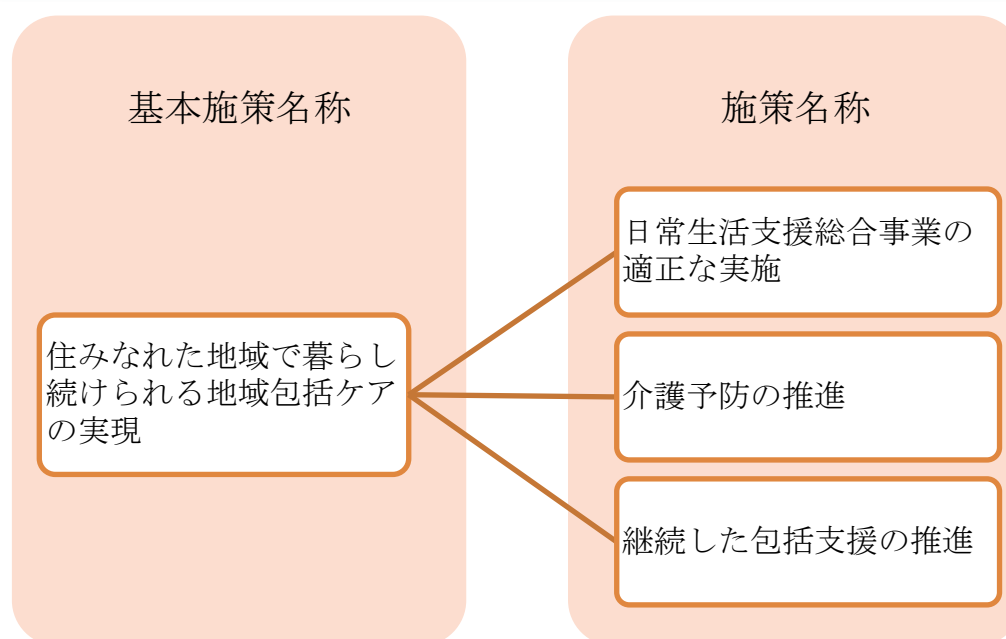
(2) 基本施策の環境分析

【外部環境分析】

少子高齢化の中、団塊の世代が75歳に到達、高齢者人口がピークを迎える2025年に向けて、あるべき医療、介護、地域体制の構築、地域包括ケアシステムの構築が避けては通れないものとなっています。

【内部環境分析】

医療、介護、福祉、地域との顔の見える関係性（社会関係資本（ソーシャルキャピタル））、ネットワークの存在を生かすことにより地域包括ケアシステムの構築を進めるために必要な体制を確保する必要があります。



第Ⅲ章 前期基本計画 市域全体計画（健康福祉部門計画）「2-5 住みなれた地域で暮らし続けられる地域包括ケアの実現」の基本施策及び基本施策を構成する施策にかかる用語解説

P146 ※1 いきいきサロン⇒地域において集いの場を提供することにより、高齢者の閉じこもりや機能低下を防止し、介護予防を推進することを目的に自治会等に委託して実施。



2-5-1 日常生活支援総合事業の適正な実施

基本構想に掲げる、最適化条件の該当項目

- ・心身ともに元気に暮らせる
- ・老後の不安なく過ごせる

（1）施策の内容

住みなれた地域で安心して暮らし続けられるため、一般高齢者から支援を必要とする高齢者を対象として、ケアプランの作成、訪問、通所、日常生活支援など総合的なサービスの提供（日常生活支援総合事業）を実施してまいります。

（2）施策の目標

①暮らしやすさ指標

老後が不安なく暮らせると思っている人の割合

【基準値】平成26年把握値 14.4%→【目標値】平成30年値 15.2%

【設定理由】一般高齢者から支援を必要とする高齢者を対象として、ケアプランの作成、訪問、通所、日常生活などにおける総合的なサービスの提供を実施することにより、老後の安心した暮らしが実現できるため、「老後が不安なく暮らせると思っている人の割合」を指標とします。

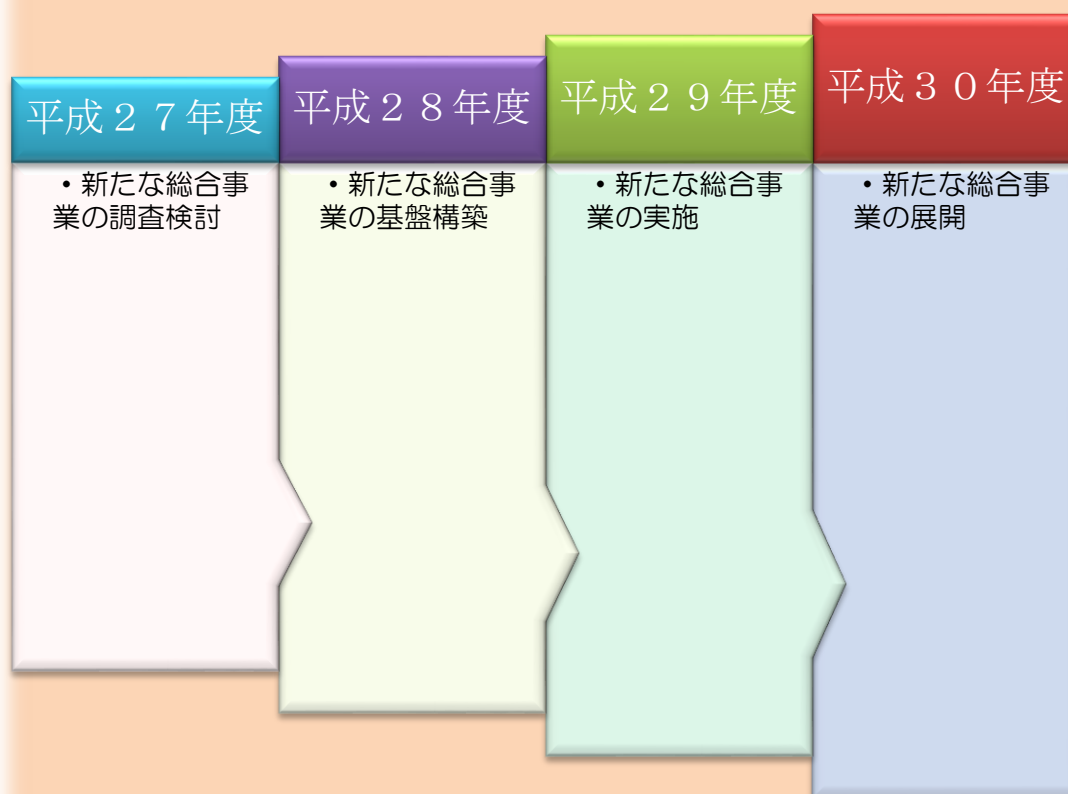
②《参考》関係する「幸福実感象徴指標」

いざという時に、頼れる相手がいる人の割合

【基準値】平成26年把握値 68.8%→【目標値】平成30年値 72.0%

【設定理由】ケアプランの作成、訪問、通所、日常生活などにおける総合的なサービスの提供は、いざという時のよりどころとなる仕組みであるため、「いざという時に、頼れる相手がいる人の割合」を指標とします。

(3) 施策展開スケジュール



(4) 所管実施計画

①【実施計画名称】高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画

【実施計画の内容】高齢者保健福祉計画は、老人福祉法第20条の8第1項に規定する市町村老人福祉計画であり、高齢者福祉・保健施策を包括的に定めるものです。また、介護保険事業計画は、介護保険法第117条に基づき、計画期間中の介護サービスの見込み量を推計し、第1号被保険者の保険料を算定、もって、介護保険給付等の事業運営を円滑に実施するための計画です。

両計画は、一体的に定めることとされています。第6期(平成27年度から平成29年度。每期、3年を計画期間とする。)からは、高齢者が住みなれた地域でその有する能力に応じ自立した暮らしを営むことができるよう、医療、介護、住まい、予防及び日常生活の支援が一体的に提供される、地域包括ケアシステム構築を目指す国の方針、基本指針に即し、その実現への役割を担うものとして位置付けられています。

【実施計画代表事業】訪問型サービス・通所型サービス

2-5-2 介護予防の推進

基本構想に掲げる、最適化条件の該当項目

- ・心身ともに元気で暮らせる
- ・老後の不安なく暮らせる
- ・健康や介護などを学べる「場」がある

（1）施策の内容

高齢者が、住みなれた地域ではつらつとして暮らし続けられるよう、高齢者を対象とした、いきいきサロン（※1）、介護予防教室など、様々な介護予防の取組を行ってまいります。

（2）施策の目標

①暮らしやすさ指標

自分が心身ともに元気と感じている人の割合

【基準値】平成26年把握値 57.1%→【目標値】平成30年値 60.0%

【設定理由】いきいきサロン、介護予防教室など、様々な介護予防の取組が、老後のはつらつとした暮らしを実現できるため、「自分が心身ともに元気と感じている人の割合」を指標とします。

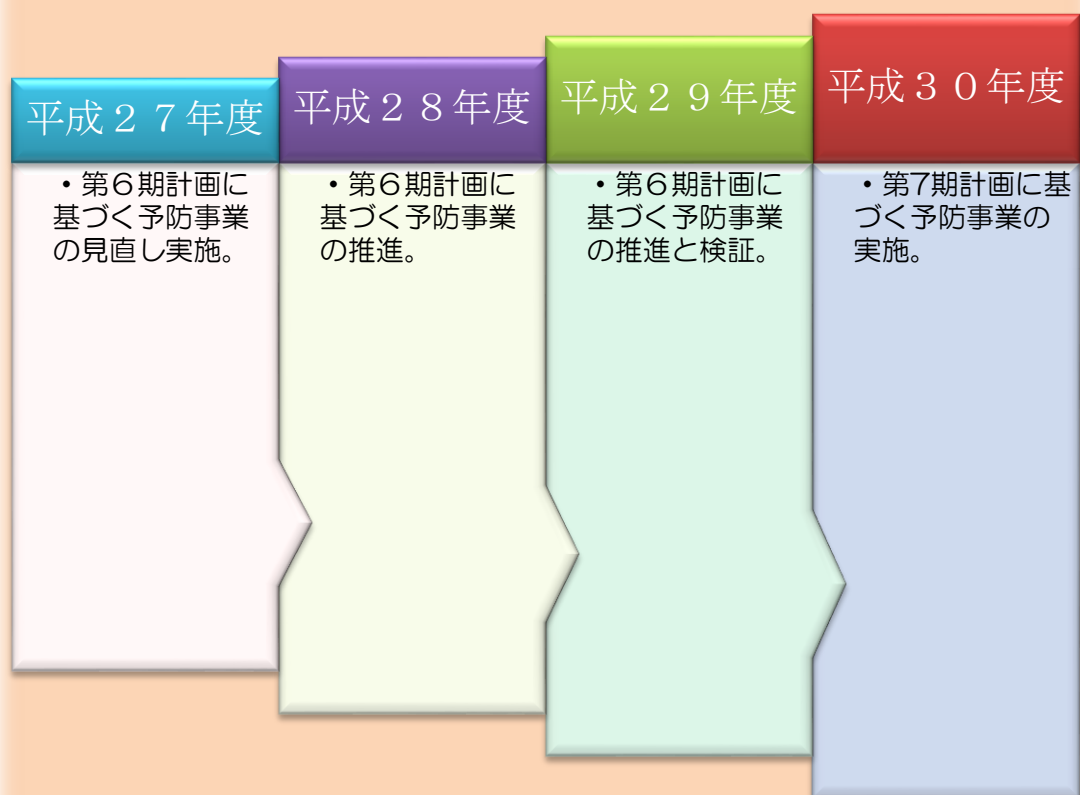
②《参考》関係する「幸福実感象徴指標」

地域に役立つ機会を持っていると感じている人の割合

【基準値】平成26年把握値 28.8%→【目標値】平成30年値 39.0%

【設定理由】介護予防において、心身ともに元気になれる趣味や活動を通して、地域に役立つ機会があることは、大変望ましいものであるため、「地域に役立つ機会を持っていると感じている人の割合」を指標とします。

(3) 施策展開スケジュール



(4) 所管実施計画

①【実施計画名称】高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画

【実施計画の内容】高齢者保健福祉計画は、老人福祉法第20条の8第1項に規定する市町村老人福祉計画であり、高齢者福祉・保健施策を包括的に定めるものです。また、介護保険事業計画は、介護保険法第117条に基づき、計画期間中の介護サービスの見込み量を推計し、第1号被保険者の保険料を算定、もって、介護保険給付等の事業運営を円滑に実施するための計画です。

両計画は、一体的に定めることとされています。第6期(平成27年度から平成29年度。每期、3年を計画期間とする。)からは、高齢者が住みなれた地域でその有する能力に応じ自立した暮らしを営むことができるよう、医療、介護、住まい、予防及び日常生活の支援が一体的に提供される、地域包括ケアシステム構築を目指す国の方針、基本指針に即し、その実現への役割を担うものとして位置付けられています。

【実施計画代表事業】通所型介護予防事業・訪問型介護予防事業・地域介護予防活動支援事業

2-5-3 継続した包括支援の推進

基本構想に掲げる、最適化条件の該当項目

- ・心身ともに元気で過ごせる
- ・老後の不安なく過ごせる

（1）施策の内容

高齢者が健やかな日々を送り、支援が必要な高齢者も住みなれた地域で安心して暮らし続けられる、地域包括ケアシステムの構築のため、従来の相談支援・権利擁護事業に加え、在宅医療介護連携や認知症施策等を推進してまいります。

（2）施策の目標

①暮らしやすさ指標

老後が不安なく暮らせると思っている人の割合

【基準値】平成26年把握値 14.4%→【目標値】平成30年値 15.2%

【設定理由】住みなれた地域で高齢者や地域の人々が集い、多様な社会資源で支えあう、地域包括ケアシステムの構築により、老後の安心した暮らしが実現できるために、「老後が不安なく暮らせると思っている人の割合」を指標としました。

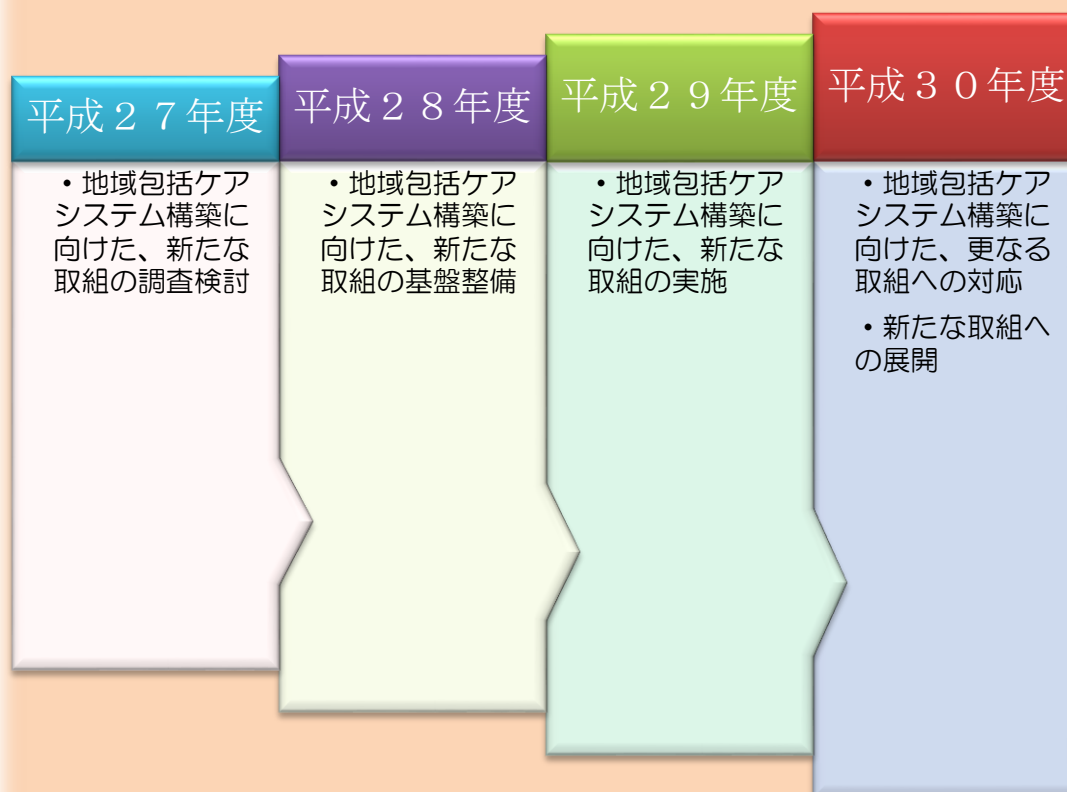
②《参考》関係する「幸福実感象徴指標」

地域とつながっていると感じている人の割合

【基準値】平成26年把握値 37.2%→【目標値】平成30年値 44.0%

【設定理由】住みなれた地域で高齢者や地域の人々が集い、多様な社会的資源で支えあう、地域包括ケアシステムの構築のため、「地域とつながっていると感じている人の割合」を指標としました。

(3) 施策展開スケジュール



(4) 所管実施計画

①【実施計画名称】 高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画

【実施計画の内容】 高齢者保健福祉計画は、老人福祉法第20条の8第1項に規定する市町村老人福祉計画であり、高齢者福祉・保健施策を包括的に定めるものです。また、介護保険事業計画は、介護保険法第117条に基づき、計画期間中の介護サービスの見込み量を推計し、第1号被保険者の保険料を算定、もって、介護保険給付等の事業運営を円滑に実施するための計画です。

両計画は、一体的に定めることとされています。第6期(平成27年度から平成29年度。每期、3年を計画期間とする。)からは、高齢者が住みなれた地域でその有する能力に応じ自立した暮らしを営むことができるよう、医療、介護、住まい、予防及び日常生活の支援が一体的に提供される、地域包括ケアシステム構築を目指す国の方針、基本指針に即し、その実現への役割を担うものとして位置付けられています。

【実施計画代表事業】 総合相談支援・権利擁護事業

2-6 笑顔輝く健康づくりへの支援

（1）基本施策が4年間でめざす姿

市民が幸せを感じながら笑顔で暮らすためには、心身の健康は大切な条件の一つです。また、病気や障がいがあってもその人の考える健康の実現は幸せにつながります。市民一人一人が「健康」に関心を持って、主体的に健康づくりに取り組めるような環境を目指します。

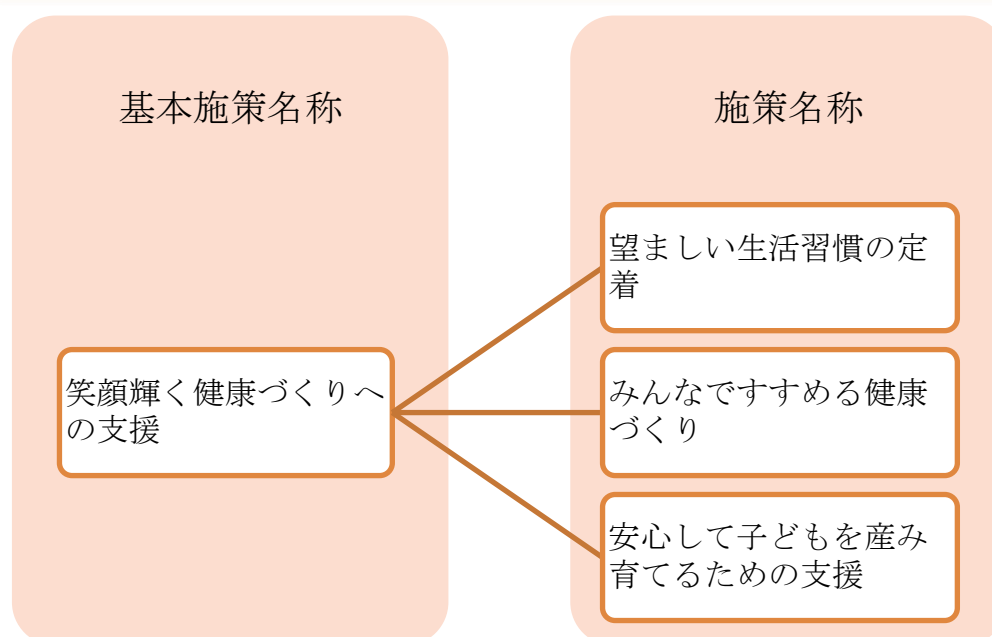
（2）基本施策の環境分析

【外部環境分析】

健康志向が高まってきている反面、自動車社会による運動不足や外食産業の発展に伴うエネルギーの過剰摂取等健康づくりを進めにくい環境もあります。また、少子化・核家族化により、育児が世代間で伝達されにくくなってきおり、親子の愛着形成が十分できないまま親になり、育児が困難となり支援を必要とする事例が増加しています。

【内部環境分析】

滝沢市の強みである市民ニーズを基にした事業展開や社会関係資本（ソーシャルキャピタル）を活用した地域づくりがすすんでいる反面、人口増加による対象者の増加、健康課題の多様化・複雑化等により、支援を必要とする市民や処遇困難事例が増加し、専門職のマンパワーの確保が必要となってきています。



第三章 前期基本計画 市域全体計画（健康福祉部門計画）「2-6 笑顔輝く健康づくりへの支援」の基本施策及び基本施策を構成する施策にかかる用語解説

P152 ※1 生活習慣病⇒食習慣、運動習慣、休養、喫煙、飲酒等の生活習慣が、病気の発症や進行に影響する病気の総称。具体的には、高血圧、糖尿病、脂質異常、脳血管疾患、心臓病など。

P152 ※2 市民が幸福を判断する重要項目⇒市民3,000人を対象に行った『「滝沢で暮らす幸せ」についてのアンケート』において、市民が「幸せに特に影響が大きいこと」を質問した結果から、特に割合の多かった「心身の健康」、「家族関係」、「所得・収入」を「市民が幸福を判断する重要項目」と設定。



2-6-1 望ましい生活習慣の定着

基本構想に掲げる、最適化条件の該当項目

- ・心身ともに元気に暮らせる
- ・健康や介護などを学べる「場」がある
- ・かかりつけの病院がある

（1）施策の内容

死亡原因の約6割を占める、がんや脳血管疾患等の生活習慣病（※1）を予防するためには生活習慣を見直し、望ましい生活習慣を定着させることが必要です。自分の健康状態を把握し主体的に健康づくりに取り組むことができるよう、概ね40歳から64歳までの成人を対象とし、がん検診を含む各種検診事業の実施や健康教育・相談、広報、ホームページ等の媒体を通しての健康知識の普及啓発等、市民が健康づくりを進めやすくするための環境を整備してまいります。

（2）施策の目標

①暮らしやすさ指標

自分が心身ともに元気と感じている人の割合

【基準値】平成26年把握値 57.1%→【目標値】平成30年値 60.0%

【設定理由】望ましい生活習慣の定着を目指し、努力することで結果として、「自分が心身ともに元気と感じている人の割合」という主観的な健康観が向上します。この指標は、障がいや病気がある方についても重要な指標と考え、「自分が心身ともに元気と感じている人の割合」を指標とします。

②《参考》関係する「幸福実感象徴指標」

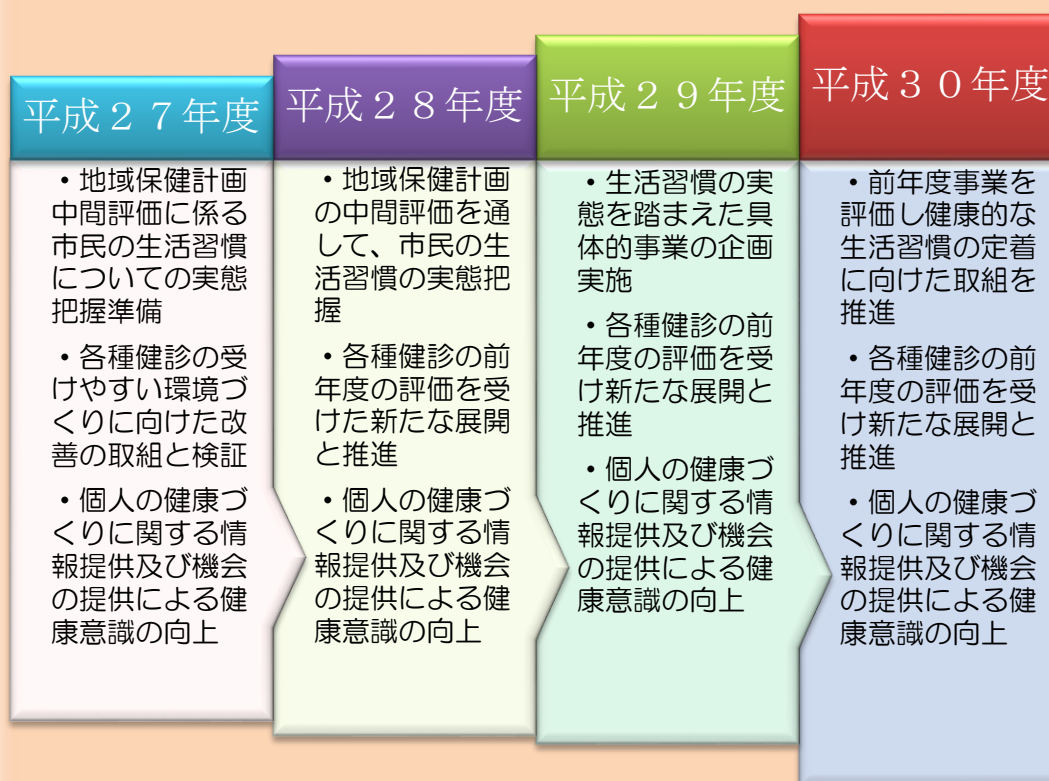
健康づくりに取り組んでいる人の割合※注

【基準値】平成26年把握値 59.0%→【目標値】平成30年値 65.0%

【設定理由】健康づくりに取り組む市民の増加が、運動や食事等望ましい生活習慣の定着につながるものと考え、「健康づくりに取り組んでいる人の割合」を指標とします。

※注 幸福実感一覧表には無い指標ですが、市民が幸福を判断する重要項目（※2）の第1位が「心身の健康」であることから、指標として設定しました。

(3) 施策展開スケジュール



(4) 所管実施計画

- ①【実施計画名称】第2次滝沢市地域保健計画「たきざわ健康プラン21」

【実施計画の内容】「すこやかで、心豊かに、自分らしく暮らすことができる」を基本理念とした、主に成人期を対象とした健康づくり計画です。平成24年度を初年度とし、平成33年度を目標年度とする10か年計画で、平成28年度に中間評価を実施する予定です。総合計画の期間調整は、平成35年度の予定です。

【実施計画代表事業】各種がん検診事業、基本健康診査事業、健康教育・相談事業、精神保健事業、予防接種事業
- ②【実施計画名称】第2次滝沢市食育推進計画

【実施計画の内容】食育の一層の推進を図るために、基本的な考え方や関係各課が実施する事業を示しています。総合計画の期間に合わせ、次回の計画期間は平成28年度～平成30年度の予定です。

【実施計画代表事業】食育推進事業

2-6-2 みんなですすめる健康づくり

基本構想に掲げる、最適化条件の該当項目

- ・ 地域の中に支えあう仕組みがある
- ・ 心身ともに元気に暮らせる
- ・ 健康や介護などを学べる「場」がある

（1）施策の内容

健康づくりは、個人・家庭だけではなく、自治会も含めた地域や仲間と一緒に取り組むことで大きな成果が期待できます。このことから、地域で中心となって健康づくりをすすめる「健康づくり支援者」の養成や育成に努めます。また、地域と連携した健康づくりをすすめるため、話し合いの機会や協働した健康づくり事業を行ってまいります。

※健康づくり支援者：保健推進員、食生活改善推進員、運動普及推進員、精神保健ボランティア

（2）施策の目標

①暮らしやすさ指標

健康づくり支援者が企画した健康教室の開催回数

【基準値】平成26年把握値 87回→【目標値】平成30年値 90回

【設定理由】健康づくり支援者が企画する健康教室の開催回数が増加することは、地域での健康づくりがすすんできていることと考え、「健康づくり支援者が企画した健康教室の開催回数」を指標とします。

②《参考》関係する「幸福実感象徴指標」

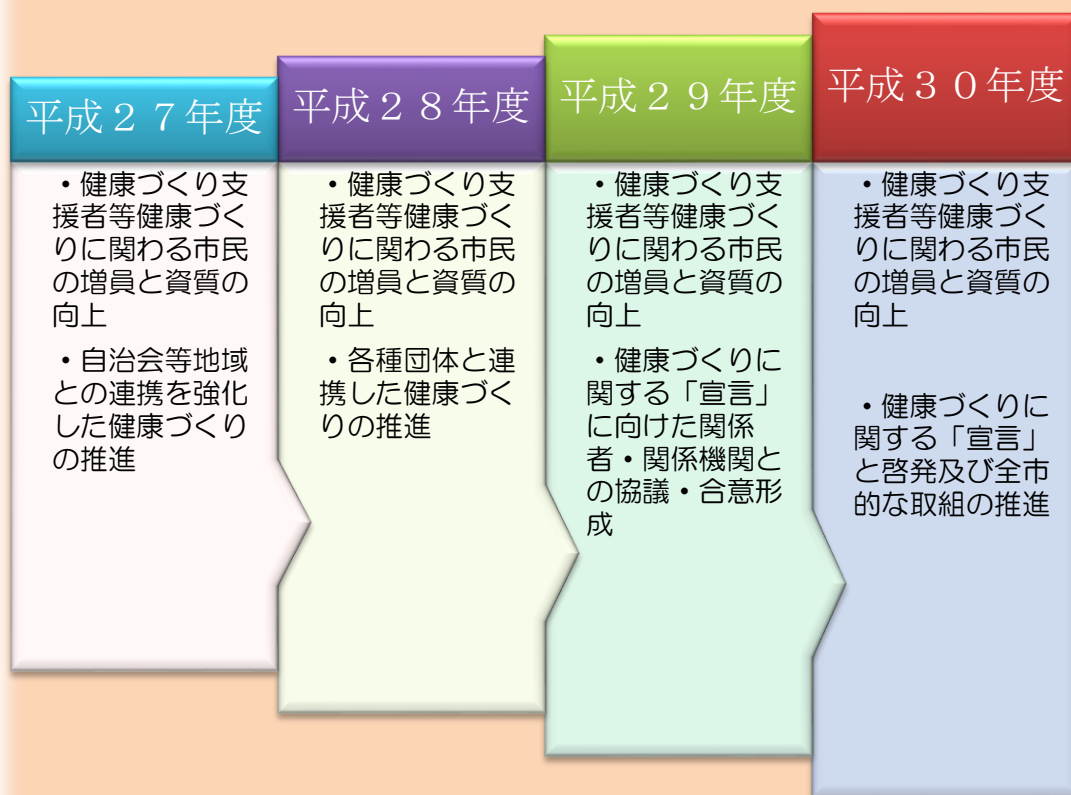
健康づくりに取り組んでいる人の割合

【基準値】平成26年把握値 59.0%→【目標値】平成30年値 65.0%

【設定理由】健康づくりに取り組む市民の増加が、運動や食事等望ましい生活習慣の定着につながるものと考え、「健康づくりに取り組んでいる人の割合」を指標とします。

※注 幸福実感一覧表には無い指標ですが、市民が幸福を判断する重要項目の第1位が「心身の健康」であることから、指標として設定しました。

(3) 施策展開スケジュール



(4) 所管実施計画

- ①【実施計画名称】第2次滝沢市地域保健計画「たきざわ健康プラン21」
 【実施計画の内容】「すこやかで、心豊かに、自分らしく暮らすことができる」を基本理念とした、主に成人期を対象とした健康づくり計画です。平成24年度を初年度とし、平成33年度を目標年度とする10か年計画で、平成28年度に中間評価を実施する予定です。総合計画の期間調整は、平成35年度の予定です。
 【実施計画代表事業】保健推進員設置事業、食育推進事業、食生活改善推進員養成・育成事業、運動普及推進員養成・育成事業、地域健康づくり支援事業

2-6-3 安心して子どもを産み育てるための支援

基本構想に掲げる、最適化条件の該当項目

- ・安心して子育てができる

（1）施策の内容

少子化・核家族化等により、育児が世代間で伝達されなくなってきています。また、人間形成の基礎となる親子の愛着形成が十分できなくなってきており、母子保健分野においては多様な支援が必要になってきています。思春期にある児童生徒に対しては、命の大切さや健全な母性・父性を育むための講演会や赤ちゃん触れ合い体験学習等の思春期保健事業、また、妊婦等に対しては、安全で安心な妊娠・出産のための両親学級等の開催や妊婦健康診査に対する助成事業、更には、生まれてきた全ての子どもが健やかに育つよう、乳幼児健康診査、予防接種等の健康支援とともに、乳児全戸訪問事業をとおり、保護者が安心して子育てができるよう支援してまいります。

（2）施策の目標

①暮らしやすさ指標

子育ての悩みや不安を相談できる人がいる（いた）人の割合

【基準値】平成26年把握値 56.2%→【目標値】平成30年値 62.0%

【設定理由】孤立しないで育児をすることは、安心して育児を行うためには必要不可欠な条件であることから、「子育ての悩みや不安を相談できる人がいる（いた）人の割合」を指標とします。

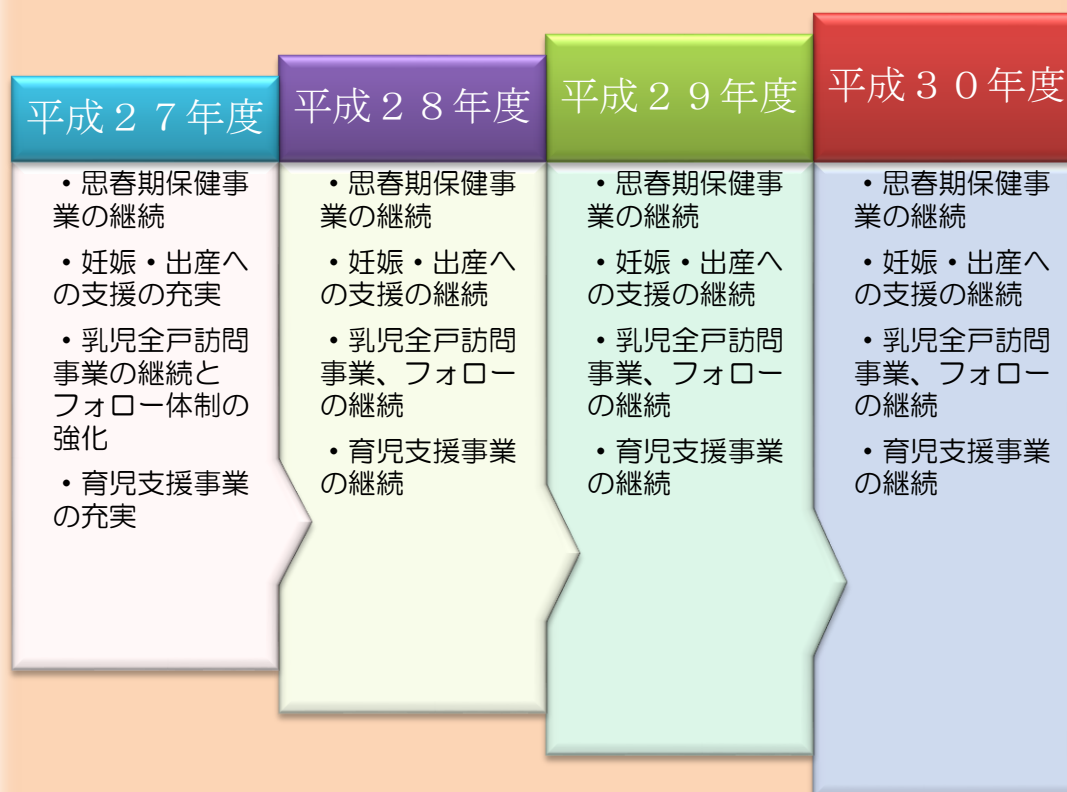
②《参考》関係する「幸福実感象徴指標」

子どもが大切に育てられていると感じている人の割合

【基準値】平成26年把握値 75.3%→【目標値】平成30年値 77.0%

【設定理由】子どもを地域の宝として、大切に育てられていることは、安心して子どもを産み育てることにつながることから、「子どもが大切に育てられていると感じている人の割合」を指標とします。

（3）施策展開スケジュール



（4）所管実施計画

①【実施計画名称】第4次滝沢市母子保健計画「すこやか親子たきざわ」

【実施計画の内容】「子どもたちがすこやかに安心して暮らせるまちづくり」を基本理念として、主に思春期を含む母親、父親と乳幼児を対象とした健康づくり計画です。平成24年度を初年度とし、平成28年度を目標年度とする5か年計画です。総合計画の期間調整は、平成35年度の予定です。

【実施計画代表事業】各種乳幼児健康診査事業、思春期保健事業、妊産婦保健事業、育児支援事業、予防接種事業、歯科保健事業

2-7 安心できる暮らしの実現

（1）基本施策が4年間でめざす姿

市民が幸せを感じながら暮らすためには、心身の健康と経済的安定が保障されていることが必要です。心身の健康には、市民一人一人が自分の健康状態を把握し、健康づくりに取り組むことができること、病気やけがで治療が必要となったときは、安心して医療を受けることができる制度があることです。また、経済的安定には、老後や万が一の場合に、年金という経済的基盤が確保される必要があります。

必要な医療を受けることができ、また老後や万が一の場合に経済的安定が保障されることで、市民一人一人が健やかに安心して暮らせる状態を目指します。

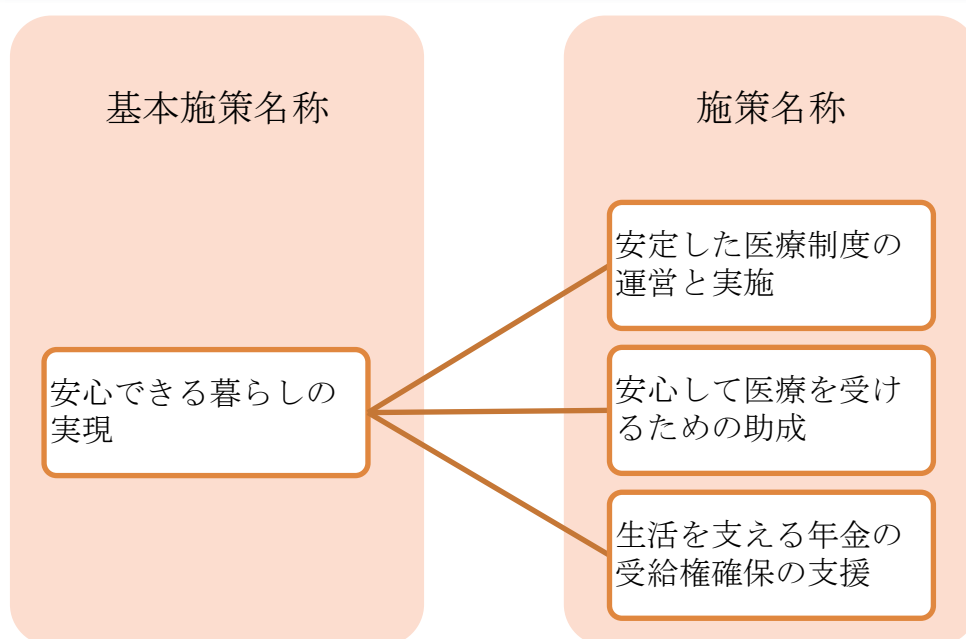
（2）基本施策の環境分析

【外部環境分析】

国民健康保険の広域化や番号制度の導入、年金確保法施行に伴う制度改正によって持続可能な社会保障制度への改革が進められています。

【内部環境分析】

社会保障制度の財源には限界があり、市民ニーズと費用対効果に基づき、サービスの取捨選択について検討する必要があります。



第三章 前期基本計画 市域全体計画（健康福祉部門計画）「2-7 安心できる暮らしの実現」
の基本施策及び基本施策を構成する施策にかかる用語解説

- P161 ※1 国保保険財政共同安定化事業⇒都道府県内における市町村国保間の保険料の平準化、保険財政の安定化を図るために、80万円以下の医療費について、各市町村国保からの拠出金を財源として都道府県単位で費用負担調整をするもの。
- P161 ※2 データヘルス⇒診療報酬明細書（レセプト）や特定健康診査などから得られるデータを分析したうえで、被保険者の健康状態に即したより効果的・効率的な健康づくりのこと。
- P165 ※3 ねんきんネット⇒日本年金機構がインターネット上に開設した、個人の年金加入記録、年金見込額が確認できる年金情報サービスのこと。



2-7-1 安定した医療制度の運営と実施

基本構想に掲げる、最適化条件の該当項目

- ・心身ともに元気で暮らせる
- ・かかりつけの病院がある
- ・急病の時に病院に行きやすい

（1）施策の内容

国民健康保険、後期高齢者医療制度の被保険者を対象に、必要な療養の給付等を実施します。また、健康づくりと医療費適正化のため、国民健康保険の40歳以上の被保険者には特定健康診査と特定保健指導を、19歳から39歳までの被保険者には若年者健康診査を、後期高齢者医療制度の被保険者には長寿健康診査を実施するほか、各種保健事業により健やかに安心できる暮らしの支援を行ってまいります。

（2）施策の目標

①暮らしやすさ指標

自分が心身ともに元気と感じている人の割合

【基準値】平成26年把握値 57.1%→【目標値】平成30年値 60.0%

【設定理由】心身ともに元気と感じられることが、一人一人が輝きながら安心できる暮らしの始まりとなることから、「自分が心身ともに元気と感じる人の割合」を指標とします。

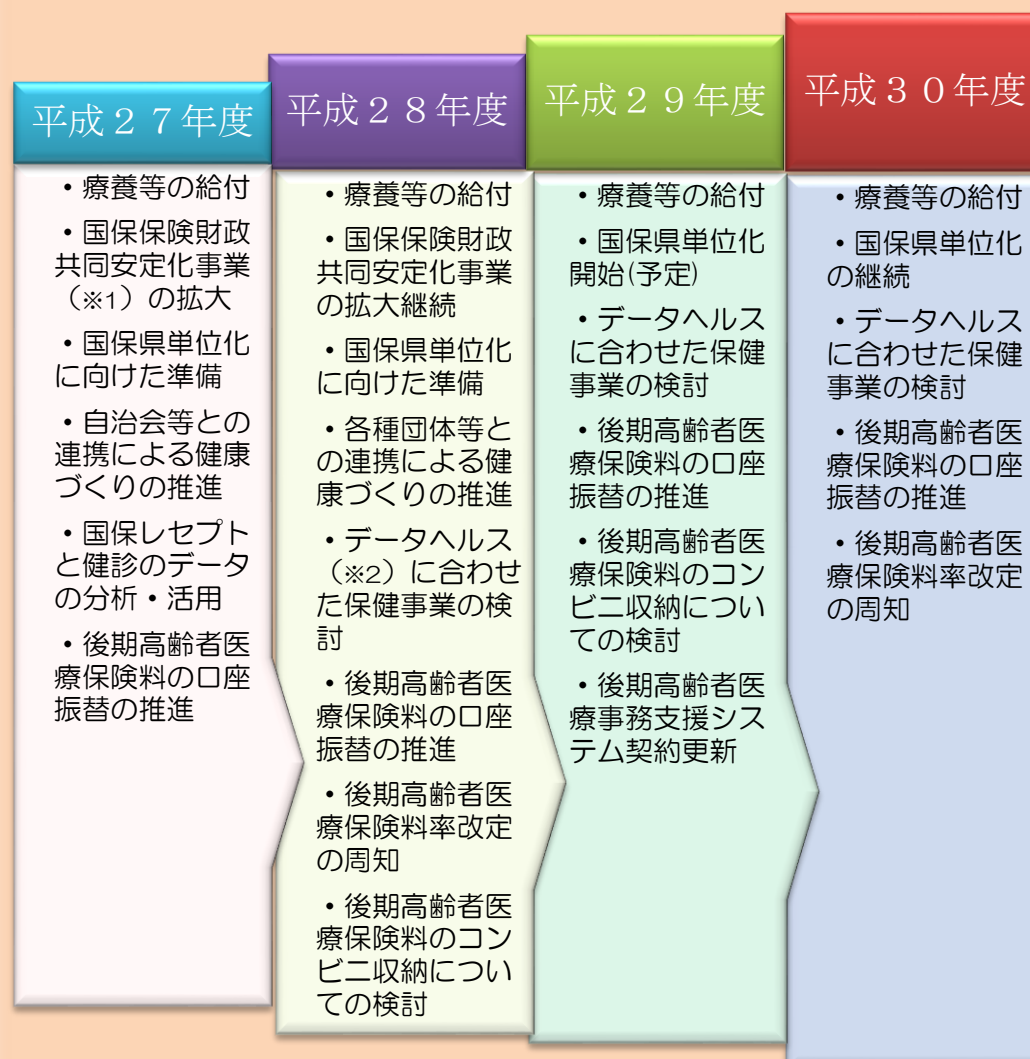
②《参考》関係する「幸福実感象徴指標」

滝沢市で幸せに暮らしている人の割合

【基準値】平成26年把握値 61.0%→【目標値】平成30年値 68.0%

【設定理由】市民一人一人が健康で、必要な場合に必要な医療を受けることができる社会保障制度の充実が幸福の実感につながることから、「滝沢市で幸せに暮らしている人の割合」を指標とします。

(3) 施策展開スケジュール



(4) 所管実施計画

- ①【実施計画名称】国民健康保険事業計画
 【実施計画の内容】国民健康保険事業の運営方針を定めた計画。
 【実施計画代表事業】収納率向上対策、適用適正化対策、医療費適正化対策、保健事業、啓発活動
- ②【実施計画名称】国民健康保険特定健康診査等実施計画
 【実施計画の内容】40歳以上の被保険者を対象に行う特定健康診査等の実施方法、目標及び評価の方法を定めた計画。
 【実施計画代表事業】特定健康診査、特定保健指導

2-7-2 安心して医療を受けるための助成

基本構想に掲げる、最適化条件の該当項目

- ・心身ともに元気で暮らせる
- ・子ども達が不安なく過ごせる
- ・急病の時に病院に行きやすい

（1）施策の内容

病気やけがで治療が必要となったときに、安心して医療を受けることができる制度があることが安心できる暮らしの実現につながります。そのため、医療を受ける機会の多い各種医療費助成の対象者に対して、医療費を助成することにより、経済的負担を軽減し、福祉の充実を図ってまいります。

（2）施策の目標

①暮らしやすさ指標

自分が心身ともに元気と感じている人の割合

【基準値】平成26年把握値 57.1%→【目標値】平成30年値 60.0%

【設定理由】心身ともに元気と感じられることが、一人一人が輝きながら安心できる暮らしの始まりとなることから、「自分が心身ともに元気と感じる人の割合」を指標とします。

②《参考》関係する「幸福実感象徴指標」

滝沢市で幸せに暮らしている人の割合

【基準値】平成26年把握値 61.0%→【目標値】平成30年値 68.0%

【設定理由】必要な場合に必要な医療を受けることができる制度の充実が幸福の実感につながることから、「滝沢市で幸せに暮らしている人の割合」を指標とします。

(3) 施策展開スケジュール



(4) 所管実施計画

所管実施計画なし

2-7-3 生活を支える年金の受給権確保の支援

基本構想に掲げる、最適化条件の該当項目

- ・老後の不安なく暮らせる
- ・必要な情報がわかりやすく伝わる

（1）施策の内容

安心できる暮らしの実現は、老後や万が一の場合に、年金という経済的基盤が確保されることが必要です。国民年金被保険者に対して、各種届出や給付の相談、啓発を行い、受給権確保の支援を行ってまいります。

（2）施策の目標

①暮らしやすさ指標

老後が不安なく暮らせている人の割合

【基準値】平成26年把握値 14.4%→【目標値】平成30年値 15.2%

【設定理由】老後の暮らしに不安がないことが、一人一人が輝きながら安心できる暮らしの始まりとなることから、「老後が不安なく暮らせている人の割合」を指標とします。

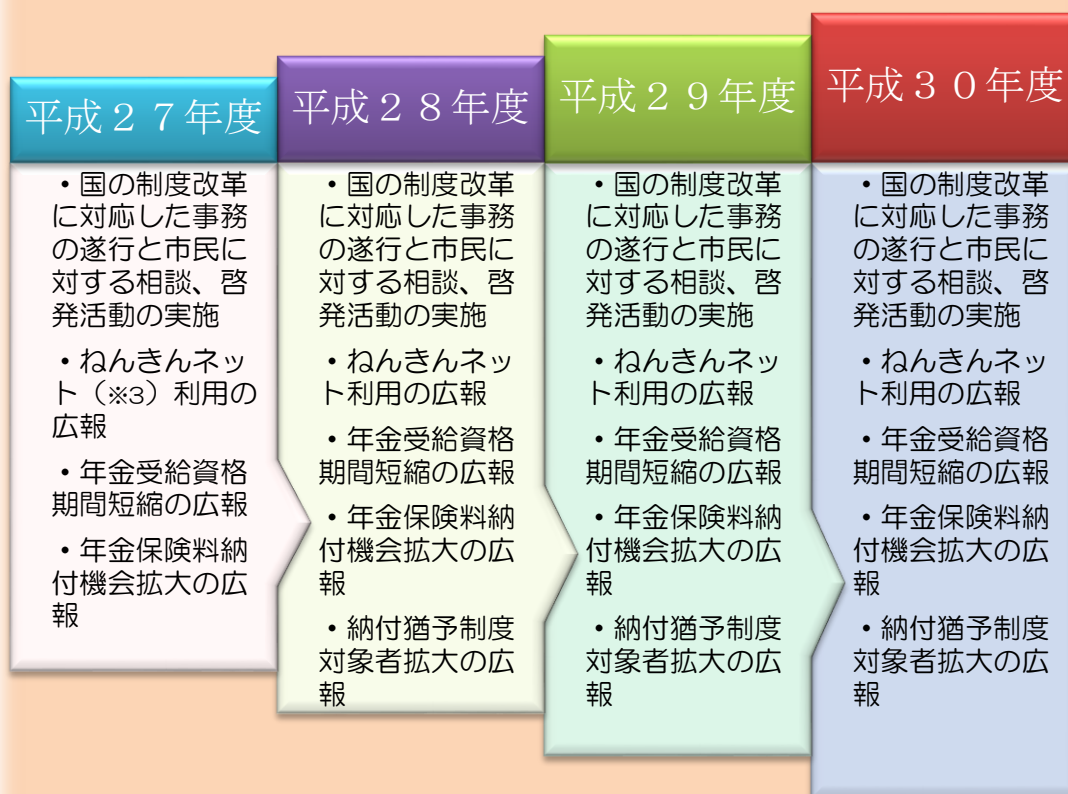
②《参考》関係する「幸福実感象徴指標」

老後の生活設計に不安がない人の割合

【基準値】平成26年把握値 17.8%→【目標値】平成30年値 20.0%

【設定理由】老後に年金という経済的基盤が確保されることで安心感が生まれ、幸福の実感につながることから、「老後の生活設計に不安がない人の割合」を指標とします。

(3) 施策展開スケジュール



(4) 所管実施計画

所管実施計画なし

